

平成 25 年度

人 権 教 育 ・ 啓 発  
事 業 実 施 状 況

(研修事業以外)

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

## 目 次

・ 知事直轄組織（知事室長 G）	1
・ 知事直轄組織（職員長 G）	1 3
・ 総務部	1 7
・ 政策企画部	2 1
・ 府民生活部	2 5
・ 府民生活部（人権啓発推進室）	3 7
・ 文化環境部	5 3
・ 健康福祉部	5 9
・ 商工労働観光部	7 5
・ 農林水産部	7 9
・ 建設交通部	8 3
・ 教育庁	8 7
・ 警察本部	9 7

（注意） 研修事業に関する調書は資料 2 に編綴してあります。

知事直轄組織（知事室長）

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人権啓発</li> <li>・ 府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請</li> <li>・ 外国籍府民（府内に在住する外国人）の支援</li> </ul>
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、企業・職場
	特定職業等に従事者等	マスメディア関係者
	人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要。</li> <li>・ 海外からの人材の受入に伴う社会への影響や受入の効果について、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要。</li> <li>・ 海外からの人材が、地域に定着してもらえるよう、きめ細かな生活環境の改善やホスピタリティ（温かい受入）の向上、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要。</li> </ul>
--------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。</li> <li>・ 外国籍府民等の人権啓発活動について、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指し、新聞やラジオ等による啓発活動に取り組む。</li> <li>・ 外国籍府民が安心して生活できるよう、安心・安全情報や防災・医療関係情報を記載したりフレットやガイドブックの配布や外国語による生活相談を実施するほか、外国籍府民の府政への参加を推進し、共に生きる京都府づくりを進めるための懇談会を開催する。</li> <li>・ 地域の国際交流の促進を図るため、京都府名誉友好大使の活用や、小中高等学校等で外国語指導等を行う外国青年の招致を行うとともに、国際理解のための事業を実施する（公財）京都府国際センターの活動を支援する。</li> <li>・ 府営住宅に外国人研究者・留学生等の世帯のために優先枠を設け、入居募集を実施する。</li> <li>・ 「きょうと留学生オリエンテーションセンター(仮称)」を整備し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施する「留学生オリエンター」を配置する。</li> </ul>
-------	---



【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

（様式2）

事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
マスメディア関係者に対する働きかけ		随時	府政記者に対し、府政記者の異動時、又は個々の事案発生時など、個人情報の取り扱い等において人権に配慮した取材・報道を要請  [対象者] 40名（延べ） H25.4～H26.3まで  [評価] 人権に配慮した取材及び報道がなされており、趣旨が伝わっている。各社に対しても「新京都府人権教育・啓発推進計画」の趣旨を説明し、人権に配慮した取材及び報道について継続して要請することが必要						広報課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	企業・職場	マスメディア関係者	民間等との連携	<input checked="" type="checkbox"/> 同和問題	<input checked="" type="checkbox"/> 女性	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者	<input checked="" type="checkbox"/> 障害のある人	<input checked="" type="checkbox"/> 外国人	<input checked="" type="checkbox"/> 患者等	<input checked="" type="checkbox"/> さまざまな人権
事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
きょうと府民だよりの発行		8月 12月 ほか	より多くの府民が「人権」について主体的に考える契機となるように、「きょうと府民だより」を活用し、定期的・継続的な人権啓発を実施  [内容] 特集記事の掲載 8月：人権強調月間特集「人とひとがつながり支え合う社会へ」 12月：人権週間特集「いっしょに考えよう いのちの大切さ」 シリーズ記事 人権ロコミ講座（4、5、6、7、9、10、11、2、3月） ※きょうと府民だよりについて [発行日] 毎月1日 [発行部数] 119万部（別途文字拡大版850部・点字版330部・テープ版560本） [評価] 読者（府民）から、特集と東日本大震災を受けて「命を考える」ことの大切さの意見が寄せられるなど、人権について主体的に考える効果を得ている。引き続き、身近な話題や知識を題材に紙面づくりを行っていくことが必要。						広報課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	家庭		効果的な手法	<input checked="" type="checkbox"/> 同和問題	<input checked="" type="checkbox"/> 女性	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者	<input checked="" type="checkbox"/> 障害のある人	<input checked="" type="checkbox"/> 外国人	<input checked="" type="checkbox"/> 患者等	<input checked="" type="checkbox"/> さまざまな人権

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

（様式2）

事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
テレビ番組放送 京都ふらりー		12月	より多くの府民に「人権」について考えるきっかけとして、府民に対して広く啓発を行うためにテレビを活用した人権啓発を実施  〔放送局〕 KBS京都  〔放送内容〕 人権月間をふまえ、11/3のヒューマンフェスタ、または日常的に「人権」「いのち」をキーワードに活動するNPOなどを紹介。「いのち」や「人権」を考える動機に  〔放送回数〕 1回  〔評価〕 人権が自分自身に関わる材料として認識を深めることができるよう放送していくことが必要						広報課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
テレビスポット放送		5月 8月 9月 12月 3月	府民生活の身近なところで府民が「人権」について考える契機となるよう、テレビ放送のスポット枠を活用した人権啓発を実施  〔内容〕 5月（憲法週間）、8月（人権強調月間）、9月（就職採用選考）、12月（人権週間）、3月（卒業・就職）において、社会状況を踏まえ放送素材を選定し、30秒のCMをKBS京都で放送  〔放送内容〕 5月、8月、9月、12月、3月・・・各月毎日1回  〔評価〕 多様な人権問題を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深められるよう、身近な問題をやさしくイメージ化した映像を繰り返し放送することが必要						広報課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

（様式2）

事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
ラジオ番組放送 〔きょうとほっと情報〕		12月	<p>より多くの府民のために「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内 容〕 12月（人権週間）において、1分の広報ラジオ番組（KBS京都）を放送</p> <p>〔放送回数〕 12月：北朝鮮人権侵害問題 4回</p> <p>〔評 価〕 府の行事や催しのお知らせの他、府政のさまざまな情報を解りやすく府民に紹介する広報ラジオ番組として一定定着した番組を活用することで、人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるよう、身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して推進することが必要</p>						広報課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
ラジオ番組放送 〔KYoto PRefecture Pubulic Line〕		8月	<p>より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内 容〕 8月（人権強調月間）において、2分の広報ラジオ番組を放送</p> <p>〔放送回数〕 8月：人権イメージソング 5回</p> <p>〔評 価〕 府の行事や催しのお知らせの他、府政の動きを解りやすく府民に紹介する広報ラジオ番組として一定定着した番組を活用しており、人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるよう、身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して推進することが必要</p>						広報課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

（様式2）

事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
ラジオ番組放送 [Kyoto Prefecture Eyes]		8月	より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施  [内容] 8月（人権強調月間）において、京都府の取組等を5分の広報ラジオ番組（FM京都）で放送  [放送回数] 1回  [評価] 府職員が出演し、DJのインタビューにより府の取組を解りやすく紹介する広報ラジオ番組として一定定着した番組を活用しており、人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるよう、身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して推進することが必要						広報課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
ラジオスポット放送		8月 12月	より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施  [内容] 8月（人権強調月間）及び12月（人権週間）において、30秒のスポット番組を放送（FM京都）  [放送回数] 8月：6回（人権強調月間） 12月：6回（人権週間）  [評価] 重点施策やキャンペーンのスポット放送（広報）番組として一定定着した番組を活用しており、人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるよう、身近な問題を取り入れた内容づくりを継続して推進することが必要						広報課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権



【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

（様式2）

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
ラジオスポット放送		12月	<p>より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内 容〕 12月の人権週間をフォローする形で冬休みを中心に若年層に、基本的人権の大切さを訴える内容の20秒のスポット番組を放送（KBS京都・FM京都）</p> <p>〔放送回数〕 KBS京都：42回 FM京都：42回</p> <p>〔評 価〕 特に若年層に対して繰り返し広報活動を行っており、人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるよう、身近な問題を取り入れた内容づくりを継続して推進することが必要</p>		広報課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
	家庭		効果的な手法	<input type="checkbox"/> 同和問題 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input checked="" type="checkbox"/> 患者等 <input type="checkbox"/> さまざまな人権 <input checked="" type="checkbox"/> 普遍的考え方	

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

（様式2）

事業名			実施時期	概要					担当課（室）		
生活サポート情報の提供			通年	[概要] （公財）京都府国際センターホームページにおける外国籍府民に対する生活情報の提供 [内容] 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供 [評価] ・言葉の障壁により、生活に必要な情報の入手が困難な外国籍府民に対し、母国語で情報を提供することにより、「暮らしやすい、学びやすい、働きやすい」生活環境に寄与 ・ホームページアクセス件数：138,575件					国際課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
外国語ラジオ番組放送			通年	[概要] 外国籍府民に生活情報等を提供するラジオ番組 [内容] ・放送局：FM CO・CO・LO ・放送内容：英語、中国語による生活情報・府政情報 [評価] ・外国籍府民の主要2言語による府政情報、生活情報など、外国籍府民に必要な府政情報を効果的に提供					国際課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
多言語による府政情報の発信			通年	[概要] ・多言語による府政情報の発信 [内容] 府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回/月） [評価] ・多言語による情報提供を引き続き実施することが必要					国際課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

（様式2）

事業名			実施時期	概要					担当課（室）		
京都府外国籍府民共生施策懇談会			通年	<p>〔目的・概要〕                      外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、施策実施の参考とする。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 16名以内</li> <li>・テーマ 外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題</li> <li>・開催回数 3回</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回の懇談会を通じて、外国籍府民に関する諸問題について意見・要望等をお聞きし、報告書としてとりまとめた</li> <li>・課題解決や施策反映のために引き続き実施することが必要                      （H25国際センターの窓口によく寄せられる相談情報をQ&amp;A形式でHPにて掲載）</li> </ul>					国際課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

（様式2）

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
外国人研究者・留学生等のための居住支援			通年	<p>1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 〔目的・概要〕 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施 〔内 容〕 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集 〔評 価〕 募集戸数を上回る応募があり、引き続き実施することが必要（6戸募集、19件応募）</p> <p>2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保 〔目的・概要〕 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供 〔内 容〕 主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集 〔評 価〕 ・短期滞在者の住宅確保に係る負担軽減に寄与</p> <p>3 「きょうと留学生オリエンテーションセンター」の運営 〔目的・概要〕 大学のまち京都にふさわしく、留学生の受入環境を整備するため、遊休府有資産を活用し、民間活力を導入した公民連携による自治体初の留学生宿舎「きょうと留学生オリエンテーションセンター」を運営 〔内 容〕 既設のきょうと留学生ハウスに加え、新たに「きょうと留学生オリエンテーションセンター」に、「留学生オリエンター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施 〔評 価〕 平成26年3月に、さつき寮（45室）及びみずき寮（44室）を竣工。各室に家具や冷蔵庫を備え、日本での生活習慣等に早く慣れ、民間のマansion等へもスムーズに転居できるよう指導・支援をしている。</p>	国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 <u>外国人</u> 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

（様式2）

事業名			実施時期	概要		担当課（室）
外国人のための防災ガイドブック			通年	<p>〔目的・概要〕                      普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。</p> <p>〔内容〕                      対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等                      作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語                      配布場所：府内市町村（外国人登録窓口）・地域国際化協会（公財）京都府国際センター</p> <p>〔評価〕                      ・災害の少ない地域から来られた方や日本語が不慣れな方等の災害への備えに寄与                      ・東日本大震災発生以降、大学が留学生に配布するため多くの提供依頼があった。</p>		国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）		
			効果的な手法	同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人	外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方
外国人のための医療ガイドブック			通年	<p>〔目的・概要〕                      京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を記載したリーフレット「外国人のための医療ガイドブック」を配布</p> <p>〔内容〕                      対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等                      作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語                      配付場所：府内市町村、地域国際化協会、（公財）京都府国際センター、府国際課</p> <p>〔評価〕                      ・英語／やさしい日本語版 3,000部、中国語／やさしい日本語版 4,500部                      韓国・朝鮮語・やさしい日本語版 2,500部をH23に作成                      H25も引き続き配布                      ・日本語が不慣れな外国籍府民が日本の病院にかかる際に、医師に症状を伝えるのに寄与</p>		国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）		
			効果的な手法	同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人	外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要					担当課(室)			
外国籍府民のための安心・安全情報の提供		通年	<p>[目的・概要] 京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを配布し、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。</p> <p>[内容] 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口等） （公財）京都府国際センター・府国際課 地域国際化協会</p> <p>[評価] ・救急、火事、交通事故発生時等の連絡先、災害が起こったときの避難、外国語の通じる病院などの入手方法、出入国管理、在留資格等の問い合わせ先、生活相談窓口等各種相談窓口など、日本語が不慣れな方等の緊急時等への備えに寄与</p>					国際課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

## 知事直轄組織（職員長）

所掌事務	府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のため研修を実施 ◆センター研修 ・職務基本研修 ・実務支援研修 ・人権研修 等 ◆政策研究支援・大学連携 ◆広域連合研修 ◆人事交流・派遣研修	人権教育・啓発の場	職場
		特定職業等 従事者	公務員（京都府職員）
		人権問題	人権の基本的な考え方、及び、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等様々な人権問題

所管事項に関する課題認識	京都府職員研修においては、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することはもちろんのこと、地域社会においても、積極的な役割を果たすことのできる職員の育成が重要である。
--------------	---

取組の方向	人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことのできる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成するため、職員研修・研究支援センターにおける研修を実施するとともに、現場の実態を踏まえた職場研修を充実していくために、人権問題研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修を実施する。また、職員の人権感覚や人権意識を向上させるため、各所属で実施する人権問題職場研修等の中で、国際的視点からも時々の人権に関わる問題事象を題材として取り上げ、その背景や問題点に関する認識を深めるとともに、全職員が、研修の履歴や気づき等を記録する「人権研修ノート」を作成の上、活用していくものとする。
-------	--





【知事直轄（職員長）】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要							担当課（室）	
自己啓発の支援 （研修情報の提供）			<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>府職員の人権意識高揚のための自己啓発を支援する人権関係情報の提供</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 京都府職員ポータルサイトへ人権研修資料を掲載</p> <p>○テーマ等 &lt;掲載資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇世界人権宣言</li> <li>◇人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</li> <li>◇新京都府人権教育・啓発推進計画</li> <li>◇平成25年度人権問題研修計画 など</li> <li>◇職員研修・研究支援センターが実施した研修の講演録             <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界人権宣言と現在の人権問題について</li> <li>・高齢者への尊厳ある看取りケア</li> </ul> </li> </ul> <p>○事業規模 全職員対象</p> <p>(3)評 価</p> <p>○25年度事業の目標及び達成状況 講演録については、年2回の掲載を予定し、25年12月と26年3月の2回掲載した。</p> <p>○事業実施上の課題 アクセスのしやすいポータルサイトの運営</p> <p>○事業の効果についての考え方 情報の提供により、人権意識高揚に向けた自己啓発の促進に役立てた。</p>							職員研修・研究支援センター	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	職場・企業	公務員	効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権



総務部

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報保護の推進</li><li>北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動について</li></ul>
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	
	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報については、法の定め以上に個人情報の提供を控えるいわゆる「過剰反応」や、個人情報の取り扱いに関する疑問や不安が、今なお見られる。</li><li>国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、平成23年4月に「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が新たに追加されたところであり、拉致問題の解決のためには、国民の関心をよりいっそう喚起し、世論を高めていくことが重要。</li></ul>
--------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報については、法律及び条例等の周知・啓発を図るため、各種研修の機会を利用して周知・啓発を図る等の取組を推進する。</li><li>拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。</li></ul>
-------	---



事業名		実施時期	概要		担当課(室)
個人情報保護推進事業		通年	(1)事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発の実施  (2)内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 府ホームページ等における啓発、啓発パンフレットの配布 ○個人情報保護法に関する説明会 【主催】消費者庁及び京都府の共催 【会場】京都テルサ(京都市南区) 【内容】消費者庁による講演 【参加者】101人 (近畿府県・市町村関係職員、民生・児童委員、学校職員、自治会関係、一般)  【評価】 アンケート調査において「法の基本的なことを学ぶことができた」「具体的な事例の説明があり、よかった」「個人情報の有用性と権利利益の保護のバランスについて理解ができた」等の意見があり、個人情報の保護と活用について考える機会を府民に提供することができた。 また、アンケートの回答者のうち9割を超える方から「有益であった」「まあ有益であった」との評価を得た。 アンケート調査において、実害のない通常の社会的行為でも個人情報漏えいと主張する人が増えた旨の意見があり、引き続き個人情報の保護と活用について周知を進めることが課題 (改善の方法：各種研修等の機会をとらえた周知、啓発資料等を用いた窓口広報機会の増大等)		政策法務課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
			効果的な手法	同和問題    女性    子ども    高齢者    障害のある人    外国人    患者等 <u>さまざまな人権</u>	普遍的考え方

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業		通年	(1) 事業の目的・概要 拉致問題に関する広報・啓発の実施  (2) 内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間(25年12月)での啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・府庁での啓発パネル展示</li> <li>・府民だより、ラジオ、京都駅前の電光掲示板</li> <li>・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示</li> <li>・啓発週間の趣旨や啓発事項について全国紙及び京都新聞の記事下広告に掲載</li> </ul> </li> <li>2 その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示</li> <li>・国の拉致問題対策本部作成の小冊子の配布、府ホームページによる周知</li> <li>・拉致被害者救出のための署名活動への協力(26年3月末で、6,704筆の署名を提出)</li> </ul> </li> </ol>		総務調整課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">さまざまな人権</span>	普通的思考方
事業名		実施時期	概要		担当課(室)
府公用封筒による啓発		通年	(1) 事業の目的・概要 府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権啓発意識の高揚を図る。  (2) 内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 [標語]「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を府公用封筒に印刷 ○事業規模 府公用封筒(約50万通)に人権啓発標語を印刷。配布先は不特定多数 [数量] 年間 683,360枚  (3) 評価 京都府人権に係る取組について不特定多数の者にアピールすることが出来た。		入札課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">さまざまな人権</span>	普通的思考方

## 政策企画部

所 掌 事 務	府政の総合的企画及び調整に関すること。
------------------	---------------------

計 画 と の 関 係	人権教育・ 啓発の場	地域社会
	特定職業 従事者等	
	人権問題	様々な人権問題

所管事項 に関する 課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>府政運営の指針「明日の京都」では、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」において「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記するとともに、「長期ビジョン」、「中期計画」、「地域振興計画」で人権尊重の重要性を明確に位置づけている。</li> <li>同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある方、外国人などの人権問題が存在し、またインターネットの普及など時代の変化に伴う新たな人権侵害が増加している現状であり、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発など人権問題の解決に向けた施策を推進することが重要。</li> </ul>
----------------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な人権問題の解決に向け、事業を所管する関係部局と連携し、他と比較できるような指標や数値目標による「明日の京都」の進捗管理を通じ、計画の着実な推進に取り組んだ。</li> <li>様々な人権問題に関して調査・研究を行う公益財団法人世界人権問題研究センターの活動を支援し、研究成果を広報誌や講座の開設等により、広く内外へ発信、還元することにより人権問題の解決に取り組んだ。</li> </ul>
-------	--





【政策企画部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成		通年	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>同和問題や定住外国人の人権問題など総合的に調査研究する専門的研究機関である世界人権問題研究センターの研究活動の充実を図るとともに、研究成果が府民に還元されるよう、研究センターの運営に対して助成を行う。</p> <p>(2)内 容</p> <p>研究センター運営費の助成</p> <p>(3)評 価(課題・今後の方向性等)</p> <p>○事業実施上の課題、事業の効果についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究を中心とする調査・研究事業を継続・発展させるとともに、研究成果をなるべく広く、分かりやすい形で府民に知っていただくことが重要である。</li> <li>・研究成果の府民への還元事業として、人権講座の開講や季刊誌の発行、人権図書館の運営などを行っているが、講座の受講者数等は、ほぼ横ばい状態で推移している。</li> <li>・今後更なる利用者の増加等を目指し、引き続き支援を行う。</li> </ul>						企画総務課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			調査・研究成果の活用	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権



## 府民生活部

所掌事務	(府民生活部の所掌事務) ・安心・安全なまちづくり、男女共同参画の推進、青少年の健全育成をはじめとする府民生活に関すること ・消防職員など特定業務従事者に対する研修に関すること
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	学校・企業・職場、地域社会
	特定職業従事者等	消防職員
	人権問題	女性、子ども さまざまな人権問題（犯罪被害者等）

所管事項に関する課題認識	<p>府民生活部では、①犯罪被害者等への支援、②女性、青少年に関わる問題、③消防職員に対して、人権の尊重される社会の実現に向けて、正しい理解と認識の啓発が求められる。</p> <p>①犯罪被害者等支援については、平成24年度に府内全市町村で相談窓口が設置、平成26年4月以降全市町村で犯罪被害者等に特化した支援条例が施行される等、支援体制への法整備は充実したものとなったが、犯罪被害者等に対する府民の理解はまだ十分と言えず、府民理解の一層の促進や支援体制の充実が必要</p> <p>②女性に関わる問題としては、DVは犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、被害者の多くは女性である。恋人間での暴力いわゆる「デートDV」が新たな課題となっており、若年層に対するDVの予防啓発の推進が必要</p> <p>また、子どもに関わる問題では、性的な被害や犯罪などに巻き込まれる事件等、新たな問題が多発していることから、迅速に対応していくことが必要</p> <p>③府民の生命・財産を守る消防職員に対しては、人権問題について正しい理解と認識をもって消防業務にあたる必要がある</p>
--------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体との連携・協働により取組を進めていく。</li> <li>また、人権問題に対する理解と認識を深め、人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。</li> </ul>
-------	---



【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名	実施時期	概要	担当課(室)											
犯罪被害者等支援活動推進費	随時	<p>〔概要〕社会全体で犯罪被害者等を総合的に支援するための「京都府犯罪被害者サポートチーム」の運用とともに、(公社)京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 総合的な相談窓口の設置と運用</p> <p>① 概要・目的 府の総合相談窓口として平成19年度に設置した犯罪被害者サポートチームの効果的な運用を図るほか、府内の各市町村における被害者対応窓口の設置を促進</p> <p>② 内容 ・サポートチームにおける相談受理事案への対応(121件)と関係機関との効果的連携 ・市町村における被害者対応窓口の設置(全市町村において設置) ・市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例の制定(平成26年4月、全市町村施行) ・市町村担当者向け研修会の開催(年2回:前期は北部・南部2箇所、後期は一括で開催) ・サポートチームのリーフレットの発行やメールマガジンによる情報提供(月1回)</p> <p>(2) (公社)京都犯罪被害者支援センターへの支援</p> <p>① 概要・目的 フリーダイヤルによる電話相談や臨床心理士によるカウンセリングに要する経費等補助</p> <p>② 内容 ・電話件数: 614件(内訳: フリーダイヤル 458件/ 一般回線 156件) ・面接相談: 164件(うちカウンセリング: 74件)</p> <p>(3) 犯罪被害者等への理解促進を図る広報啓発</p> <p>① 概要・目的 犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)をはじめとしてあらゆる機会を活用した広報啓発活動の推進</p> <p>② 内容 ・犯罪被害者支援コーディネーター等による地域住民向け等の講演活動の実施(6回) ・京都府警察・京都市等との連携による広報活動の実施(5回) ・京都府警察等との連携による「生命のメッセージ展」の開催(5回)</p> <p>(4) 京都府警との共催による中高生を対象とした「いのちを考える教室」の実施(14回)</p> <p>〔評価〕サポートチームの運用開始を契機として、犯罪被害者やその家族等の早期被害回復と負担軽減を目的とした府内における総合的支援体制の構築に向け様々な活動を展開した。平成25年度の相談件数は121件。ほとんどのケースは、支援機関の教示や助言により事務局での措置が終了している。また、必要に応じて実施するアフターケアについては、現在1件で、コーディネーターにより継続対応中。今後とも継続的かつ効果的に研修会を開催して担当者のスキルアップを図るほか、情報交換等を活発にして関係機関相互の連携をさらに深める。また、市町村と共同により広報啓発活動を実施する、地域レベルで住民理解の促進を図る必要がある。</p>	安心・安全まちづくり推進課											
推進計画との関係	人権教育・啓発の場 学校、地域、家庭、企業職場	特定職業従事者 指導者養成、公務員	計画の推進策 資料等の整備、効果的な手法、市町村民間等連携	人権問題等(該当する課題に○)	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざま	人権	普遍的	考え方

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
男女共同参画審議会開催事業		通年	<p>〔概要〕 京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「京都府男女共同参画計画-KYOのあけぼのプラン(第3次)」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進</p> <p>〔内容〕 ・男女共同参画審議会の開催(審議会2回、部会2回) ・男女共同参画に関する意見交換会の開催(1回)</p> <p>〔評価〕 平成23年度からKYOのあけぼのプラン(第3次)(平成23~32年度)に基づく取組をスタートさせ、女性の人権侵害対策やDV被害者の支援等を実施した。</p>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
			国・市町村・民間等連携	同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方
KYOのあけぼのフェスティバル開催事業		10月26日	<p>〔概要〕 男女共同参画社会の実現と、男女共同参画に関する府民の意識の高揚を図るため、鼎談やワークショップ、バザール等を実施</p> <p>〔内容〕 ・鼎談「誰もが活躍できる社会を目指して」 杉本 節子 氏(財団法人奈良屋記念杉本家保存会常務理事兼事務局長、料理研究家) 佐村 知子 氏(内閣府男女共同参画局長) 山田 啓二(京都府知事) ・京都府あけぼの賞表彰式 ・ワークショップ ・あけぼのバザール ほか</p> <p>〔会場〕 京都テルサ 〔参加者〕 約1,500人 〔評価〕 男女共同参画社会の実現に向けて、女性を中心とする幅広い府民の参加と協働によるフェスティバルを開催し、男女共同参画の具体的なイメージの浸透を図るとともに、人権意識の高揚に寄与した。ワーク・ライフ・バランスや仕事と介護との両立支援、防災等、男女共同参画による豊かな地域社会づくりについて多様な視点から企画・開催した結果、大学生から80代までの幅広い世代の参加者の交流やネットワークの拡大強化を図ることができた。 今後は若年世代や男性の参加を一層促進する企画内容を検討する。</p>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
			効果的な手法、民間等連携	同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
女性リーダー育成事業(京都府女性の船事業)		6月1日 6月14日~17日 7月20日	<p>府内の女性たちが男女共同参画について、学習・交流を深めネットワークを築くとともに、地域社会や職場の諸問題に積極的に取り組む女性リーダーを養成するための研修事業を実施</p> <p>〔内 容〕 事前研修(京都市内) 講義「誰もがさまざまな活動に参画し、輝くことができる社会をめざして」 課題別グループ学習 など 現地研修(船内、訪問先(北海道)) 団長講話「京都府政とみやこ構想」 小樽市総合博物館運河館等視察、札幌市女性団体との交流会 課題別グループ学習、全体発表・意見交換会など 事後研修(京都市内) 講演、課題別グループ学習、全体発表・意見交換会など</p> <p>〔訪問先〕 北海道</p> <p>〔参加者〕 99人</p> <p>〔評価〕 府内各地域で活動している女性が、男女共同参画社会の形成に向けた諸課題について学習・交流を深め、さらに個人や団体間のネットワークの構築を図ることにより、修了後も情報の共有を図ると共に地域で多彩な活動を展開している。修了生で構成される京都府女性の船「ステップあげぼの」加入者63人(64%)をはじめ、各地域で地域活動等を実践し、地域リーダーとしてさらなる活躍につながっている。 参加者アンケートにおいては、参加者の約97%から「参加は有意義だった」、及び79%から「活動・仕事のつながりができた」と好評価を得ることができた。</p>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題 <u>女性</u> 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要				担当課(室)															
女性相談事業		通年	女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施  [内 容] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>実績(㊤実績):件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性相談</td> <td>夫婦、親子関係、子育て不安、友人や地域の間人関係、生き方、性やからだなど女性が生活の中で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)</td> <td>1,624(2,576)</td> </tr> <tr> <td>法律相談</td> <td>DV、離婚や金銭問題などの身近な法律上の問題についての相談(面接:月2回実施)</td> <td>83(93)</td> </tr> <tr> <td>フェミニスト カウンセリング</td> <td>性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート(面接:週1回実施)</td> <td>133(107)</td> </tr> <tr> <td>労働相談</td> <td>待遇や労働条件、職場の間人関係、セクハラ・パワハラ等、女性が仕事を上で直面する悩みの相談(電話、面接:各週4回実施)</td> <td>1,334(1,568)</td> </tr> </tbody> </table> [評 価] 平成24年度と比較すると、全体的に相談件数は減少しているが、深刻な悩み相談も多く、引き続き、相談やカウンセリングを実施していく必要がある。 また、相談内容を踏まえ、支援については京都ジョブパークマザーズジョブカフェや京都府家庭支援総合センター等の関係機関とも連携しながら対応し、女性の悩みの解決と社会参画に寄与している。				区 分	内 容	実績(㊤実績):件	女性相談	夫婦、親子関係、子育て不安、友人や地域の間人関係、生き方、性やからだなど女性が生活の中で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)	1,624(2,576)	法律相談	DV、離婚や金銭問題などの身近な法律上の問題についての相談(面接:月2回実施)	83(93)	フェミニスト カウンセリング	性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート(面接:週1回実施)	133(107)	労働相談	待遇や労働条件、職場の間人関係、セクハラ・パワハラ等、女性が仕事を上で直面する悩みの相談(電話、面接:各週4回実施)	1,334(1,568)	男女共同参画課
区 分	内 容	実績(㊤実績):件																				
女性相談	夫婦、親子関係、子育て不安、友人や地域の間人関係、生き方、性やからだなど女性が生活の中で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)	1,624(2,576)																				
法律相談	DV、離婚や金銭問題などの身近な法律上の問題についての相談(面接:月2回実施)	83(93)																				
フェミニスト カウンセリング	性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート(面接:週1回実施)	133(107)																				
労働相談	待遇や労働条件、職場の間人関係、セクハラ・パワハラ等、女性が仕事を上で直面する悩みの相談(電話、面接:各週4回実施)	1,334(1,568)																				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)																		
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方										



事業名	実施時期	概要	担当課(室)
ドメスティック・バイオレンス対策事業	通年	<p>DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者支援や防止対策を図るため、被害者のグループカウンセリングや相談体制の整備を実施</p> <p>〔DV被害者の自立支援グループワーク〕 府北部地域で3回実施 延べ15人、府南部地域で6回実施 延べ24人 (計 39人)</p> <p>〔DV啓発講座〕 府北部地域で1回実施 110人、府南部地域で1回実施 38人 (計 148人)</p> <p>〔相談ネットワーク会議〕 2回開催</p> <p>〔集中啓発活動の実施〕 平成25年度「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」(11月12日～25日)として、パールリボンキャンペーン2013(京都駅前街頭啓発を行うとともに、京都タワーを紫色にライトアップし、配偶者等に対する暴力の根絶を呼びかけ)や、府内一斉街頭啓発、「DVを考えるつどい」を実施。</p> <p>〔DV啓発カードの作成・配置〕 多言語対応版9万枚作成。病院、スーパー等府内約1,300箇所に設置</p> <p>〔DV防止啓発ニュースの作成・配布〕 2万3千部作成。カード設置機関等に配布</p> <p>〔医療機関向けの相談対応マニュアルの作成〕 医療関係者向けの対応・連携マニュアルを6千部作成、配布</p> <p>〔若年層向けのデートDV防止啓発資料の作成〕 大学・高校生等の若年層向けの啓発教材を50,000部作成、配布</p> <p>〔配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議〕 全体会1回、実務者会議4回開催</p> <p>〔「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」の改定〕 DV被害に気づく環境づくり等の5つの基本目標を設定し、その実現に向けた具体的な取組を盛り込んだ、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」を策定。</p> <p>〔評価〕 被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすための「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第3次)」(計画期間：平成26～30年度)を策定した。</p>	男女共同参画課

				各種DV啓発資料の作成等の取組みが、府民へのDVに対する理解につながっている。また、DV被害者の自立支援グループワークを実施した結果、参加者の孤立感の軽減や他者への信頼感の回復、また、DVに関する認知の修正などの効果があった。このような取組みは、被害者の心理的ケア、自立支援の一助となっている。							
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			資料等整備、効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
保育ルーム設置促進事業		通 年	乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する講演会等に「保育ルーム」を設置 〔内 容〕 ・対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業 ・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを設置 〔設置件数〕 189件 〔託児数〕 696人 〔評 価〕 乳幼児を持つ女性が就職支援講座・セミナーを受講する際に利用する等、女性の就業支援の充実をはじめ、社会参画に寄与している。					男女共同参画課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
男女共同参画センター運営助成事業		通 年	男女共同参画推進条例、KYOのあけぼのプラン（第3次）に基づき、男女共同参画社会づくりを推進する拠点として、京都府男女共同参画センターの運営及び交流、相談事業等に対して助成 〔評 価〕 男女共同参画推進条例に基づく拠点施設として、女性のチャレンジ支援に関する事業や関係団体等の交流支援、また、新たに介護問題を通して男性の家庭や地域参画の促進を図る取組を進めるなど、府における男女共同参画の推進に寄与している。					男女共同参画課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要					担当課(室)			
情報提供事業		通年	京都府男女共同参画センターの情報提供機能等の充実 〔内容〕 人材情報の提供等(登録者数:1,528人)ほか 〔評価〕 男女共同参画等に関する図書の整備や、各分野で活躍する女性や男女共同参画に関する講演等が可能な人材情報の提供により、府民の人権についての学習機会の確保に寄与している。					男女共同参画課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
高齢者等雇用環境整備事業(内職者団体補助)		通年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成 〔助成対象〕 6団体 〔評価〕 孤立しがちな女性内職従業者への支援、技術指導等を行い、労働条件の向上と生活の安定に寄与している。					男女共同参画課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
地域団体育成事業		通年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワーク促進事業等に対して助成 〔助成対象〕 6団体 〔評価〕 広域的な活動を行う女性団体の各種事業に助成することにより、女性団体のみならず、広く府民の人権意識の高揚に寄与している。					男女共同参画課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
マザーズジョブカフェ推進事業		通年	子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援 [内 容] ・就業相談、保育相談、職業紹介など女性の就職を総合的に支援するマザーズジョブカフェの運営 利用者数：延べ23,873人 就職内定者：1,023人 ・マザーズジョブカフェ北部サテライトの運営及び巡回相談の実施 利用者数：延べ2,438人 就職内定者306人 ・ママ再就職フェアの実施 来場者数：145人 参加企業：30社  [評 価] 子育て期を中心とした女性の就業支援施設として、女性の再就職及び仕事と家庭の両立に寄与している。		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題 ○女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)事業		通年	公労使一体で取組む京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点にし、中小企業の取組や府民の地域参加を促進することにより、仕事・生活・地域活動等が調和した府民生活の実現を図る。  [内 容] ・ワーク・ライフ・バランス企業支援チームの設置による中小企業の取組支援 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業 46社(累計155社) ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業 623社(累計1,677社) ・「京都ワーク・ライフ・バランスウィーク」(11/19~11/25)の設定 ・ワーク・ライフ・バランスサイトの開設(H24.3)による企業情報の発信 ・地域主体のワーク・ライフ・バランス推進への実践活動 セミナー等への参加者数 194人  [評 価] 中小企業の取組支援については、企業支援チームの設置により認証企業数が大幅に増加(⑱10社/年、⑳16社/年、㉑10社/年、㉒5社/年、㉓25社/年、㉔43社/年㉕46社/年 累計155社) 言葉や内容の認知度を高めるため、府民への広報、地域におけるワーク・ライフ・バランス推進活動の支援等、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向け、より一層の取組を進める。		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題 ○女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	

【府民生活部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
京都女性起業家賞(アントレプレナー賞)事業		通年	<p>新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰するとともに事業化を支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都女性起業家賞の授与</li> <li>・ブラッシュアップセミナーの開催(審査通過者のみ)</li> <li>・募集期間:平成25年6月3日~9月30日</li> <li>・応募件数:31件(受賞7件)</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <p>京都府内から28件、他都府県から3件の応募があり、介護用衣服の製作・販売や、外国人観光客を対象にした書道体験による日本文化発信など7事業が受賞した。引き続き経営相談や広報活動への協力を行い、女性の起業モデルとなれるよう取り組みを進める。</p>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

事業名		実施時期	概要		担当課(室)						
青少年健全育成推進費		随時	<p>(1) 青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進</p> <p>(2) 【内 容】</p> <p>1 審議会の開催</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の健全な育成のための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度3回開催し、有害図書類の指定等について審議</li> </ul> <p>2 有害図書の指定</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づき青少年に有害な図書類を指定し、青少年への販売、貸付等を禁止</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計12回で雑誌類51点、ビデオ類14点の計65点を指定</li> </ul> <p>3 立入調査の実施</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月、府内一斉に条例規制店舗等に立入り、条例の施行状況について点検、指導</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ114名の調査員により、322件の調査を実施</li> </ul> <p>4 社会環境浄化推進員</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の普及、啓発等を行うボランティアを委嘱し、青少年の社会環境浄化を推進</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内に351名の社会環境浄化推進員を委嘱し、各地で活動</li> </ul> <p>5 広報・啓発活動(インターネット上の有害情報対策を含む)</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン等、インターネット機器のフィルタリング促進を含め、青少年の健全な育成を図るため様々な媒体を通じて、府民に啓発</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パネル展(7月6箇所)、街頭啓発(8回)</li> </ul> <p>(3) 【評 価】</p> <p>青少年を取り巻く社会環境の浄化のための事業を実施。携帯電話のフィルタリングの定着については、保護者等への啓発を行うとともに、急速に普及が進むスマートフォンのフィルタリングについても、携帯電話販売各社の取り組みの実態把握を指導・要請に努めている。</p>		青少年課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

府民生活部（人権啓発推進室）

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権啓発の総合企画及び調整</li> <li>・ 人権啓発の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>①幅広い府民啓発</li> <li>②人権啓発に関する指導的人材の養成</li> </ul> </li> </ul>
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	公務員（府職員・市町村職員）
	人権問題	全 般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、マスメディアを活用した情報発信、開かれた親しみやすい啓発イベントの開催、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、さらに多くの人に人権問題に対する関心を高めてもらえるよう情報提供や啓発イベント等への参加を促進する必要がある。</li> <li>・ 人権問題についての知識の習得に止まらず、自らにも関わりのある身近な問題として認識し、様々な課題の解決に向けて積極的に行動しようとする意識の涵養に結びつく取組を進める必要がある。</li> <li>・ 市町村や関係機関、大学、人権問題の解決に関わっている人たちと連携・協力して取組を積極的に進める必要がある。</li> <li>・ 同和問題について、差別意識や偏見の解消を図るための取組を進める必要がある。</li> </ul>
--------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2013（平成25）年が世界人権宣言の採択65周年の節目に当たることを記念し、「世界人権宣言65周年京都アピール」の発出をはじめ、様々な啓発の取組を通じて宣言の理念等を積極的に発信する。</li> <li>・ 府民向けの人権啓発の機会を拡大するため、人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」を活用し、ラジオ放送やきめ細やかなPRイベント等を通じて、府民の日常生活の中へ浸透させる。</li> <li>・ 人権問題について正しい情報を提供する講義型とワークショップなど参加型の手法を取り入れた研修等を実施し、自らの体験や意識の振り返り等を行いながら、人権について考え、対話する機会づくりに取り組む。</li> <li>・ 市町村の取組を積極的に支援するとともに、地域の人権啓発の中心となる指導者を養成し、地域レベルの人権研修等の拡充を図る。また、府内の経済団体や福祉団体、さらには国の機関と連携し、府民や企業への啓発等を推進する。</li> <li>・ 若者を対象とした人権啓発の一環として、府内の大学と連携し、学生が人権について考える機会を設けるとともに、その成果を活かして若者に対する人権啓発を実施する。また、人権問題に取り組むNPO法人等との連携・協働を進め、NPO法人等と府民との交流の機会を増やすとともに人権問題の解決へ向けた支援を広げる取組を実施する。</li> <li>・ 同和問題について、差別意識や偏見の解消を図るため、様々な機会を捉え、個別課題の啓発に引き続き取り組むとともに、市町村が行う住民交流事業や様々な啓発イベント等が効果的に実施されるよう支援する。</li> </ul>
-------	--





【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
京都ヒューマンフェスタ 2013		11月3日	<p>世界人権宣言65周年記念事業として、幅広い府民が様々な人権問題について主体的に学ぶ機会となる親しみやすい総合イベントの開催。</p> <p>〔主催〕 京都府、京都人権啓発推進会議、京都人権啓発活動ネットワーク協議会</p> <p>〔会場〕 みやこめっせ（京都市東山区）</p> <p>〔内容〕 藤本美貴トークショー、それいけ！アンパンマンショー、世界人権宣言65周年京都アピール発表、NPO法人等活動紹介、人権相談コーナー、福島県産品販売コーナー、ユニバーサルデザイン体験コーナー、NPO法人共同企画（クイズ、メッセージリー）、人権啓発資料展、世界の料理コーナー、似顔絵コーナー、ユニバーサルデザイン府民フォーラム、生命のメッセージ展 in 京都、映画「0（ゼロ）からの風」等</p> <p>〔参加者〕 7,000人(目標参加人数：6,000人)</p> <p>〔評価〕 人権問題に取り組むNPO法人の活動紹介ブースでの対話交流などを通じて、様々な人権問題を自分に関わりのあることとして考える機会を府民に提供する機会を持つとともに、親しみやすい出演者を選定するなど、企画を工夫することで幼児から大人まで幅広い年代層の府民の参加が得られた。目標参加人数に達し、アンケート調査においても、89%の参加者から「理解が深まった」と評価を得た。 NPO法人共同企画としてクイズやメッセージリー制作や、「食」の提供を通じた異文化交流など、参加者とNPO法人関係者等との対話交流が図れた。今後も工夫を凝らした企画により、様々な人権問題を身近に感じ、その解決へ向けた支援等に加わろうとする意欲を喚起することが課題。</p>		人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
			効果的な手法、市町村・民間等との連携	<input type="checkbox"/> 同和問題 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input checked="" type="checkbox"/> 患者等 <input type="checkbox"/> さまざまな人権 <input type="checkbox"/> 普遍的考え方	

府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名	実施時期	概要		担当課(室)	
人権イメージソング活用事業	通年	世界人権宣言65周年記念事業として、京都にゆかりのある作曲家 千住 明氏と作詞家 鮎川めぐみ氏が、京都への想いを込めて「いじめや虐待などをなくし、お互いを支え合うことの大切さ」をイメージして創作された「人権イメージソング」を歌い広める事業を実施した。		人権啓発推進室	
		・大学生を中心とした「世界がひとつの家族のように・広め隊」の活動			
		開催日	行事名		参加人数
		7. 15	α-MO' COOL FESTA		600人
		8. 5	京都駅前ハートフルコンサート		500人
		10. 25	合唱団あやべ結団式		90人
		10. 30	同志社中学校		900人
		11. 3	京都ヒューマンフェスタ2013		200人
		11. 9	全綾部市人権教育研究会		900人
		11. 23	あすKyoフェスタ2013		500人
		12. 8	宇治田原町「人権のつどい」		170人
		12. 9	京都市立柏野小学校 人権音楽集会		150人
		1. 29	綾部市立上林小学校 人権集会		50人
		1. 29	福知山市立川合小学校 人権音楽集会		50人
		2. 15	ヒューマンステージ・イン・キョウト		480人
3. 1	八幡人権・交流センターまつり	200人			
3. 29	観桜祭	80人			
内 容	作詞家鮎川めぐみさんのトークと紙芝居の上演、「世界がひとつの家族のように」の合唱やミニコンサート、人権ぬりえコーナーなど				

・人権啓発ユニット派遣事業（長岡京市・綾部市・亀岡市）

開催日	行事名	参加人数
12. 7	長岡京市「人権を考えるつどい」	880人
12. 15	あやべ人権フェスタ2013	910人
2. 22	亀岡市 東部センターまつり	180人
内容	「世界がひとつの家族のように」の合唱、鮎川めぐみさんのトークや紙芝居の上演、映画「どんぐりの家」の上映などで構成するユニットを市町村の人権啓発イベント等へ派遣	

〔評価〕

人権啓発イメージソングを活用し、音楽をとおして身近なところから人権について考えるきっかけを作るといふ新しい形の啓発事業であり、各地域の特色を活かしながら、イメージソングのPRを行うことができた。また、大学生を中心としたボランティアによる活動も、若者自身の人権意識の高揚に役立った。

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）									
				効果的手法、市町村民間連携	<input checked="" type="checkbox"/> 同和問題	<input checked="" type="checkbox"/> 女性	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者	<input checked="" type="checkbox"/> 障害のある人	<input checked="" type="checkbox"/> 外国人	<input checked="" type="checkbox"/> 患者等	<input checked="" type="checkbox"/> さまざまな人権	<input checked="" type="checkbox"/> 普遍的考え方
人権フォーラム事業			11月3日	世界人権宣言65周年を記念し、（公財）世界人権問題研究センターと連携しフォーラムを開催	人権啓発推進室								
				〔開催日等〕 11月3日 京都ヒューマンフェスタ2013同時開催									
				〔内容〕 千住明さんの記念講演、鮎川めぐみさんによる世界人権宣言の朗読、世界人権問題研究センター研究員によるパネルトーク「世界人権宣言はいま」									
				〔参加者〕 100人									
				〔評価〕 アンケート回答者の80%以上が「人権問題について関心や理解が深まった」と回答し、内容は好評であった。しかし、イベントが集中している時期の開催であり、主催者側の体制や、開催時期、より多くの府民の参加等を促す工夫が必要である。									
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）									
				効果的手法、市町村民間連携	<input checked="" type="checkbox"/> 同和問題	<input checked="" type="checkbox"/> 女性	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者	<input checked="" type="checkbox"/> 障害のある人	<input checked="" type="checkbox"/> 外国人	<input checked="" type="checkbox"/> 患者等	<input checked="" type="checkbox"/> さまざまな人権	<input checked="" type="checkbox"/> 普遍的考え方

【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 7～9月  表彰式 12月	<p>小・中・高校生がポスター制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うため人権啓発ポスターコンクールを実施。</p> <p>〔応募資格〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒</p> <p>〔表彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞計12点 優秀賞33点 佳作55点</p> <p>〔応募作品数〕 4,841点(参加校数178校) (*24年度:5,369点(188校))</p> <p>〔その他〕 府内各地で優秀作品展を開催するとともに、カレンダーなど啓発資料として活用</p> <p>〔評価〕 小・中・高校生が人権について考え、表現する機会として定着し、毎年多くの学校から多数の作品が寄せられている。入選作品は親しみやすい印象のデザインとして、啓発資料等での活用が可能。</p>				人権啓発推進室				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的な手法、市町村連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
人権啓発ラジオ番組 〔FM放送〕 「Voice To You」		通 年	<p>ラジオを通じて府内全域を対象に人権をテーマにした番組を定期的・継続的に放送。特に若年層向けの新たな啓発手法として、若年層に人気の音楽アーティストが、自らの体験など人権にかかわるメッセージを伝えることで、人権尊重の意識の高揚のきっかけとし、人権問題に関心をもってもらえるよう取り組んでいる。</p> <p>〔放送局〕 エフエム京都 〔内 容〕 音楽アーティストが人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをラジオリスナーに語りかけるもの 〔時間枠〕 通常放送分：毎週木曜日 午後10時5分～10分(放送回数：52回) 人権週間特別番組：平成25年12月2日～4日(放送回数：3回)</p> <p>〔評価〕 放送局に特設ブログを設置し、聴取者の意見・反応を把握。「人と人との繋がりについて考えるきっかけになった」「元気になった」など、好意的な意見が多数寄せられている。 “アーティストが、自らの体験等から人権について語る”という手法から、情報の質・量、メッセージ性は限定的であるが、若年層の人権に対する気付きのきっかけ作りとして意義があると認識。</p>				人権啓発推進室				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的な手法、民間等連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)																		
人権啓発ラジオ番組 〔AM放送〕 「ほっかほか人権情報」		12月 (人権週間)	<p>人権に関して学識経験を有する者や、人権問題の解決に取り組む者等と情報ワイド番組パーソナリティの対談により、人権についての情報発信や問題提起、地域における住民全体の様々な活動等の紹介を行うコーナーを放送</p> <p>〔放送局〕 KBS京都</p> <p>〔内容〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>出演者</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>NPO法人福祉工房P&amp;P 事務長岡村 俊裕 氏</td> <td>商店街のバリアフリーに一役買っています</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>NPO法人希少難病患者支援事務局 山口 記世 氏</td> <td>希少難病への関心と理解を高めるために</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>NPO法人 恒河沙(ごうがしゃ) 理事長福島美枝子 氏</td> <td>ひきこもりから自立の糸口は【働くこと】</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>東九条マダン実行委員 梁 説 (やん・そる) 氏</td> <td>東九条マダンと出会って</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>武蔵野大学 教授 佐藤 佳弘 氏</td> <td>あなたも当事者になるかも、インターネット上の人権侵害</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔放送回数〕 平成25年12月4日(水)、5日(木)、6日(金)、9日(月)、10日(火) (5回)</p> <p>〔時間枠〕 9:35~ (10分間)</p> <p>〔評価〕 人権問題に取り組んでいる団体等の活動の紹介を、番組パーソナリティとの対談形式で放送することにより、視聴者が聞きやすく身近な問題として考えるきっかけとなった。府民が「人権」について関心を持ち、人権感覚を養うことや人権問題を解決することに、主体的に取り組む契機となるような団体等の発掘や、放送した内容の再活用(HP掲載など)が今後の課題である。</p>			出演者	テーマ	1	NPO法人福祉工房P&P 事務長岡村 俊裕 氏	商店街のバリアフリーに一役買っています	2	NPO法人希少難病患者支援事務局 山口 記世 氏	希少難病への関心と理解を高めるために	3	NPO法人 恒河沙(ごうがしゃ) 理事長福島美枝子 氏	ひきこもりから自立の糸口は【働くこと】	4	東九条マダン実行委員 梁 説 (やん・そる) 氏	東九条マダンと出会って	5	武蔵野大学 教授 佐藤 佳弘 氏	あなたも当事者になるかも、インターネット上の人権侵害	人権啓発推進室
	出演者	テーマ																					
1	NPO法人福祉工房P&P 事務長岡村 俊裕 氏	商店街のバリアフリーに一役買っています																					
2	NPO法人希少難病患者支援事務局 山口 記世 氏	希少難病への関心と理解を高めるために																					
3	NPO法人 恒河沙(ごうがしゃ) 理事長福島美枝子 氏	ひきこもりから自立の糸口は【働くこと】																					
4	東九条マダン実行委員 梁 説 (やん・そる) 氏	東九条マダンと出会って																					
5	武蔵野大学 教授 佐藤 佳弘 氏	あなたも当事者になるかも、インターネット上の人権侵害																					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)																			
			効果的な手法、調査研究の活用	<input type="checkbox"/> 同和問題 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 障害のある人 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input checked="" type="checkbox"/> 患者等 <input checked="" type="checkbox"/> まさまざまな人権	<input type="checkbox"/> 普遍的考え方																		

【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
新聞意見広告		5月 (憲法週間)  8月 (人権強調週間)  12月 (人権週間)  3月	<p>人権の大切さなどを府民に訴えかけるため、「憲法週間」、「人権強調週間」、「人権週間」等節目に効果的にアピールするための新聞を活用した広告。時宜に適したテーマを選定し、庁内関係部局と連携し、府民に人権を自らの生活にかかわる具体的なものとして理解することができるようメッセージを発信。</p> <p>〔掲載紙〕 京都・朝日・毎日・読売・産経 (5月・3月は京都新聞のみ)</p> <p>〔テーマ〕 5月 人権啓発イメージソング(知事と作詞家・作曲家の鼎談) 8月 子どもたちが幸せになれる明るい社会をつくる (片岡鶴太郎さんのインタビュー) 12月 小さな命に会えた喜び(藤本美貴さんのインタビュー) 3月 誰もが安心して暮らせる社会へ(岡野雄一さんのインタビュー)</p> <p>〔評価〕 年間一括発注により同一業者による原稿作成を行い、4回をシリーズ化し統一感を持たせた。著名人のインタビュー形式で「人権」についての効果的な語りを求めるのは困難だったが、相談窓口の紹介や関連する京都府の取組も掲載し、府民に直接啓発できる効果的な媒体である。今後は内容についてのさらなる充実が必要。</p>				人権啓発推進室				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
			効果的手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
地域情報誌広告		12月	<p>若者層を対象に、人権問題について考え行動する契機に結びつけることをねらいとして、京都の大学生が身近に手にするフリーペーパーに、同世代の府内大学生の人権啓発の取組について紹介する記事を掲載した。</p> <p>〔掲載紙〕 ガクシン(京都学生新聞:発行部数64,000部)</p> <p>〔テーマ〕 京都ヒューマンフェスタ2013での学生の取組(告知) 京都ヒューマンフェスタ2013での学生の取組(活動内容)</p> <p>〔評価〕 大学生にとって身近なフリーペーパーに、同じ大学生が自主的に企画・運営する事業の告知や、実際に取り組んだ後のインタビュー記事を掲載することで、府内の大学生にも取組を知ったり、行動するきっかけになるなど、若い世代に対し人権感覚を高める媒体として効果的である。若年層への人権教育・啓発を効果的に行うことは大きな課題であり、引き続き、様々な形で積極的に活用することを検討。</p>				人権啓発推進室				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
			効果的手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

府民生活部（人権啓発推進室） 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)														
新聞意見広告 〔人権口コミ情報〕		12月1日 ～11日 (人権週間を中心とした7日間)	<p>「人権」を自らの生活に関係する具体的な権利として理解し、様々な角度から考えていただけるよう、日常生活の身近な出来事や社会的に関心の高まっている話題を取り上げた記事を、人権週間(12月4日～10日)を中心とする時期に、発行部数が府内最大である京都新聞に7日間連載。その記事をまとめた啓発冊子「人権口コミ講座」を作成して様々な機会に継続的に配布、活用。</p> <p>〔掲載紙〕 京都新聞(府内購読部数 約430,000部数)                      &lt;各人権課題・表題&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>様々な人権</td> <td>インターネットと人権</td> </tr> <tr> <td>高齢者の人権</td> <td>超高齢者社会における「人間をみつめるまなざし」</td> </tr> <tr> <td>障害者の人権</td> <td>ユニバーサルデザインになっていない社会をみつめる</td> </tr> <tr> <td>子どもの人権</td> <td>児童虐待の急増と子どもの人権</td> </tr> <tr> <td>同和問題</td> <td>変化してきた同和地区に対する忌避意識</td> </tr> <tr> <td>人権全般</td> <td>世界人権宣言65周年に考える</td> </tr> <tr> <td>様々な人権</td> <td>拉致は重大な人権侵害</td> </tr> </table> <p>〔評価〕                      読者から、「関心のある話題が取り上げられ良かった。今後も期待する」等の感想や、「具体的な事例や分かりやすい内容で読みやすい」という冊子への意見が多数寄せられた。一方、取り上げるテーマ(人権問題)について、不満とする意見もあった。                      引き続き、直近の社会情勢や人権に関する内外の動向等を考慮したテーマを選定し、府民にとって分かりやすい情報提供を実施。</p>		様々な人権	インターネットと人権	高齢者の人権	超高齢者社会における「人間をみつめるまなざし」	障害者の人権	ユニバーサルデザインになっていない社会をみつめる	子どもの人権	児童虐待の急増と子どもの人権	同和問題	変化してきた同和地区に対する忌避意識	人権全般	世界人権宣言65周年に考える	様々な人権	拉致は重大な人権侵害	人権啓発推進室
様々な人権	インターネットと人権																		
高齢者の人権	超高齢者社会における「人間をみつめるまなざし」																		
障害者の人権	ユニバーサルデザインになっていない社会をみつめる																		
子どもの人権	児童虐待の急増と子どもの人権																		
同和問題	変化してきた同和地区に対する忌避意識																		
人権全般	世界人権宣言65周年に考える																		
様々な人権	拉致は重大な人権侵害																		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)															
			効果的な手法、民間等連携	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等	さまざまな人権 普遍的考え方														

【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
街頭啓発		8月 (人権強調月間)  12月 (人権週間)	国、市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等が府内一円連携して行う屋外啓発活動。 [京都市内] 京都人権啓発推進会議の構成団体による啓発物品(付せん)の配布 [府広域振興局管内] 各広域振興局・市町村ごとに編成した実施組織による取組として実施 [実施箇所数] 8月:65箇所(参加者:約710名) 12月:66箇所(参加者:約670名) [評価] 府内一円、国や市町村など関係行政機関と経済団体・福祉関係団体が広く連携し、府民に人権尊重の理念を直接訴えかける取組みとして意義があり、人権尊重に係る社会的機運を醸成することに役立っている。 京都駅前では、街頭啓発に併せて人権啓発イメージソングの合唱や大学生等(広め隊)の自主的な取組(ハートフルコンサート)を行うことで、来場者に「人と人とのつながりの大切さ」について考えてもらえるきっかけとなった。				人権啓発推進室				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
			効果的な手法、国・市町村・民間等との連	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
人権啓発地域活動事業		8月 (人権強調月間)  12月 (人権週間)	各広域振興局が庁舎や地元産品などを活用して実施する啓発事業。 [内容] ・人権啓発標語看板付きプランター花壇の設置 ・作業所等製作の地元産品を活用した啓発物品の作成 [実施箇所数] 4振興局・11総合庁舎 [評価] 府民に対し、人権への関心をもってもらえるよう広域振興局等身近な庁舎を利用した事業を実施。管内の事情を踏まえ、様々な地域資源を活用して積極的な事業展開を図ることが必要。				人権啓発推進室				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権



【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名	概要					担当課(室)
啓発資料等作成・配布	名称	内容	数量	主な配布先	作成時期	人権啓発推進室
	人権口コミ講座15	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓発冊子	20,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	3月	
	Booklet「京都人権情報」2014	人権問題に関わるNPO法人等の活動紹介を行い、法人の活動等に対する府民の理解促進と各法人等の連携を促進することを目的に作成	1,500	・市町村・府関係施設 ・NPO法人等 ・推進会議構成団体	3月	
	人権ぬり絵	芸術系大学の協力を得て作成する人権尊重に関する幼児向けぬり絵	10,000	・イベント ・市町村・府関係機関	4月	
	啓発ポスター	「人権週間」(12月)に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品等を活用して作成するポスター	2,700	・市町村 ・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設等	12月	
	人権カレンダー	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用し点字を併用した月めくり壁掛けカレンダー、ポスターカレンダー	3,600	・市町村・府関係施設 ・障害児(者)施設 ・推進会議構成団体	12月	
	世界人権宣言65周年啓発冊子「人権の世紀」	世界人権宣言65周年を契機として、その意義と人権の普遍的な理念について、人権の歴史を中心に理解を深めるための府民啓発資料	5,000	・市町村・府関係施設 ・NPO法人等 ・推進会議構成団体	11月	
	かも知れないアプローチ	人権について考えるきっかけ作りのため子ども向けマンガ冊子	10,000	・市町村・府関係施設 ・学校関係	3月	
	インターネットと人権の話	インターネットの利用における様々な問題や、人権を侵害する書き込みの削除を依頼する手順、トラブルについての相談窓口などを紹介	10,000	・市町村・府関係施設 ・NPO法人等 ・推進会議構成団体	3月	
<p>〔評価〕                      &lt;人権口コミ講座15&gt;                      人権週間に新聞掲載した啓発記事を教材化することにより、市町村等地域での学習会等で広く活用され、身近な話人権問題を考えるきっかけとして役立っている。「具体的な事例や分かりやすい内容で、読みやすい」という意見も多数寄せられており、ニーズは高い。</p>						

<Booklet「京都人権情報」2014>  
 府内で府とともに活動する人権関係NPO法人等を紹介する冊子として17年度から作成。掲載内容の充実を図り、NPO法人等への府民の理解促進とNPO法人同士の連携促進を図っている。

<人権ぬり絵>  
 幼児向けの数少ない啓発資料としてイベント等で活用されており、現在も他部局から提供依頼があるなどニーズは高い。  
 制作してから一定の年数を経過しており、芸術系大学と改めて連携し、改訂を検討する時機に来ている。(改善の方向：改訂版の作成)

<啓発ポスター>  
 12月の人権週間に、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品を活用して制作したポスターを様々な関係機関に掲示することにより人権尊重に係る社会的機運を醸成を図っている。

<人権カレンダー>  
 小・中・高校生が制作した作品を活用したことによる親しみやすさと、点字表記を併用することにより児童・生徒が点字について学ぶきっかけとなることが特徴。

<世界人権宣言65周年記念冊子「人権の世紀」>  
 世界人権宣言65周年を契機として、その意義と人権の普遍的な理念について、見やすくわかりやすい、また、楽しみながら理解を深められる啓発冊子として研修会など多数活用されている。

<かも知れないアプローチ>  
 若者の視点を冊子に反映させるため、人権ワークショップを行い、そこで得られた学生のアイデアをイラストやデザインに活かすことができた。今後、学校等において、人権教育啓発資料として活用していく。

<インターネットと人権の話>  
 インターネットの普及に伴ってネットいじめなどが社会問題となる中で、現状とポイントをまとめた資料としてニーズが高く、職場研修や学校での啓発資料として活用されている。

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的な手法	平和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
人権啓発活動再委託事業		通年	市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対して行う財政支援。 (国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託)  [取組市町村] 25市町村 [取組内容] ①講演会、②資料の作成・配布、③研修会の開催、④地域人権啓発活動活性化事業、 ⑤その他(イベント、啓発グッズ作成等)  [評価] 本事業により、広域的な見地から行う府の啓発施策との役割分担のもと、住民に身近な市町村での取組が促進され、府域全体での啓発事業の取組が促進された。				人権啓発推進室				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
	地域社会		市町村等連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
人権問題啓発補助事業		通年	市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対して行う財政支援。 (市町村の啓発事業に対する府の単独補助)  [取組市町村] 25市町村1広域連合 [取組内容] ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他(知事特認事業) ※ 知事特認事業: 人権教育・啓発推進計画の作成、人権啓発フェスティバルの開催、啓発グッズの作成等  [補助率] 1/2  [評価] 本事業により、市町村の地域社会に応じた独自の取り組みが可能となり、住民に身近な地域社会での人権啓発の持続的な取り組みの促進に役立っていると認識。				人権啓発推進室				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
	地域社会		市町村等連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要					担当課(室)	
地域交流活性化支援事業		通年	地域住民の交流促進を通じ、住民の相互理解を深めるとともに、地域活動のリーダーとなる人材の育成や、住民の自意識の高揚を図り、人権が真に尊重されるコミュニティを形成するため、市町村が隣保館等の施設を積極的に活用して実施する地域交流事業に対して補助。  [取組市町村] 16市町1広域連合  [実施施設] 73施設  [取組内容] ①地域力活用事業 ②文化・スポーツ事業 ③児童交流事業  [評価] 住民の主体性を生かしたまちづくり、地域づくりなどを補助対象とすることにより、市町村からは、地域社会全体の交流の促進に役立っていると、高い評価を得ている。					人権啓発推進室	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)					
			市町村等連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人
京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業		通年	京都人権啓発活動ネットワーク協議会(京都市、京都府社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会)に参画して実施する啓発活動  [内容] 人権啓発フェスティバル等の啓発事業の共催、人権に関わる情報提供、人権街頭啓発活動、人権の花運動、人権相談システムの整備など  [評価] 京都サンガF.Cと連携した人権啓発活動など、個々の実施主体では実施が困難な事業に連携して取り組み、相乗効果を高めることができた。					人権啓発推進室	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)					
			国・市町村民間等との連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人

【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
京都人権啓発行政連絡協議会事業		9月24日	<p>京都人権啓発行政連絡協議会（京都市方法務局、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局及び京都府・京都市で構成）が府内企業を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために実施する企業向け研修会や啓発活動の実施。</p> <p>〔内容〕 講演：「労働相談からみえる職場の問題」 人権擁護委員 講演：「職場内トラブルと企業のリスク」 弁護士</p> <p>〔会場〕 京都テルサ（京都市南区）</p> <p>〔参加者〕 286事業所・306名</p>		人権啓発推進室
		2月6日	<p>〔内容〕 講演：「個人情報の保護について」 弁護士 講演：「探偵業の業務の適正化について」 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課防犯営業係長</p> <p>〔会場〕 ホテルセントノーム京都（京都市南区）</p> <p>〔参加者〕 調査会社20社 23名</p> <p>〔評価〕 企業における人権が尊重される職場づくりへ向けて、従業員30人以上の企業を目安に設置を進めている「企業内人権啓発推進員」を対象として、人権研修会を実施しているところ。国の関係機関と府市との共同で行う啓発事業として、府内の行政機関が一体となって取り組むところに意義がある。参加者アンケートでは、96%の参加者が参考になった、非常に参考になったと回答。 また、身元調査や戸籍謄本等の不正取得が大きな問題になる中、20年度から実施している探偵業者向け研修に結婚相談業にも参加を要請するなど、直近の重要課題へ配慮した取組も行った。</p>		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
	企業・職場		国等との連携	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等	さまざまな人権 普遍的考え方

【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
人権啓発に関するホームページ		通年	<p>京都府ホームページの「人権啓発に関するページ」掲載データの充実及び定期的な更新。事業計画の告知や実施状況の紹介、また、市町村等人権関係行政関係者等が当該HPに関心を持っていたり、様々な事業を紹介。</p> <p>〔構成〕                      ①新着情報                      ②京都府の人権相談窓口の紹介                      ③新京都府人権教育・啓発推進計画（計画の内容、京都府人権教育・啓発施策推進懇話会）                      ④京都府の主な啓発事業                      ⑤啓発冊子紹介                      ⑥京都人権啓発推進会議（街頭啓発、人権啓発フェスティバル、コンクール等）の取組紹介                      ⑦人権関係機関リンク集等</p> <p>〔評価〕                      啓発イベントの開催からラジオ番組、新聞意見広告、資料作成など府が実施する啓発事業や、京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の議事など、人権に関する様々な情報を総合的に掲載。更新も頻繁に実施しており、情報の質・量・鮮度ともに一定の水準を維持。</p>		人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	<input type="checkbox"/> 同和問題 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input checked="" type="checkbox"/> 患者等 <input checked="" type="checkbox"/> さまざまな人権 <input checked="" type="checkbox"/> 普遍的考え方	

## 文化環境部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員、医療関係従事者など特定職業従事者に対する研修などの実施</li> <li>・私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進にかかる支援</li> <li>・スポーツ及び生涯学習に関すること</li> </ul>
------------------	--

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	幼稚園、学校、地域社会
	特定職業従事者等	教職員・医療関係者
	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<p>私立学校の教職員に対する研修については、広く人権問題全般について取り組むとともに、その時々状況に合わせてふさわしいテーマに取り組み、教職員の意識の向上を図る必要がある。</p> <p>宗教関係者の研修会への参加者が固定化してきており、更なる周知が必要である。</p> <p>府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、「患者」や「医療」などのテーマについても考慮が求められる。</p>
--------------	--

取組の方向	<p>私立学校の教職員自らの人権意識の高揚を図るとともに、各校（園）で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に役立つ研修会の開催、人権教育資料の作成等を行う。</p> <p>宗教法人関係者の研修への参加については、関係団体と協力し、研修内容とともに周知方法の充実に努める。</p> <p>各種講座情報を提供する「京の府民大学」により、府民が行う人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援に努める。</p> <p>府立の大学では、委員会や協議会と連携をとりながら、テーマについて選定するとともに、多くの教職員などが参加できるよう取り組みを進めている。</p>
-------	--





【文化環境部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
人権教育資料の作成		3月	(1) 事業の目的・概要 私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成し、配布する。  (2) 内容 ・事業種別：資料作成 ・資料の名称：「人権教育資料(人権教育推進のためにⅢ)」 ・資料の規格：A4版 ・作成部数：5,750部 ・配布先：京都府内の各私立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校)  (3) 評価 ・「特別支援教育」に焦点をあてたほか、人権教育に関する具体的な事例を取り上げた。中学校及び高等学校の学習指導案のほか、幼稚園、小学校低学年向けの人権教育に活用できる絵本、読み物の紹介もおこなった。 ・今後も、資料の内容の一層の充実を図り、様々な角度から教職員の人権認識の高揚と指導力の向上を図るための資料としていきたい。						文教課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校	教職員	人権教育・啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
「京の府民大学」開設事業		4月～3月	(1) 事業の目的・概要 京都府の生涯学習振興基本構想(京都OWN学習プラン)の具体化の一環として、府民が生涯学習に取り組みやすい環境を整備する。  (2) 内容 平成17年度からインターネットホームページ「京都府生涯学習・スポーツ情報」により講座情報を提供している。 ・講座数 18講座 ・講座時間数 147時間 ・受講者数 2,416人  (3) 評価 府民の学習ニーズに対応し、人権に係る多種多様な講座を掲載しており、府民に対する意識啓発に寄与している。 引き続き、幅広く講座情報を収集し、提供していくこととしている。						文化政策課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校、地域社会		効果的な手法による人権教育・啓発の実施	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【文化環境部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要							担当課(室)	
人権教育授業 (医学部看護学科)		4～7月 計14回	<p>(1)事業の目的・概要 府立医科大学看護学科学生の人権尊重意識の高揚を計るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2)内容 〔科目名〕人権論 〔講師〕国立大学法人奈良教育大学特任講師 立石 麻衣子 〔対象者及び参加者〕医学部看護学科生(86人)</p> <p>(3)評価(課題・今後の方向性等) 全員が出席し、単位を取得。人権について、日常生活や、福祉や医療実践に即して検討することで、医療に従事する者として常に人権意識を持つことへの意識啓発となった。 講師との事前の調整を密にし、教育効果を上げられるよう進めている。</p>							府立医科大学	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【文化環境部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
人権教育授業 (医学部医学科)		6月～ 1月 計8回	<p>(1) 事業の目的・概要 府立医科大学医学科学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を開講する。</p> <p>(2) 内容 授業(講義) [科目名] 総合講義(人権教育) [講師] 本学名誉教授 近藤元治 岐阜大学教授 塚田敬義 社会福祉法人「京都太陽の園」常務理事 徳川輝尚 京都部落問題研究資料センター所長 秋定嘉和 (財)田附興風会医学研究所副所長 武曾恵理 [対象者及び参加者] 医学部医学科生(107人)</p> <p>(3) 評価 全員が出席し、単位を取得。医学・医療を志す者として初めて受講する人権に関する講義は、人格の形成や正しい人権意識の養成などの礎になる。各講師との事前の調整を密にし、教育効果を上げられるよう進めている。</p>						府立医科大学		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【文化環境部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
人権教育授業		<p>前期 平成25年 4～9月</p> <p>後期 平成25年 9月～ 平成26年 3月</p>	<p>① 事業の目的 府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施。</p> <p>② 内容 授業(講義) [科目名・講師] ・人権論Ⅰ－法・思想・歴史－(前期) 「人権に関する法理念・制度」、「人権思想」、「文学と人権」、「宗教と人権」 ※担当教員(リレー講義方式) 文学部 林准教授、佐々木教授、川瀬准教授 公共政策学部 中島教授、上掛教授 ・人権論Ⅱ－学問研究と社会倫理－(後期) 「生命や環境に関する倫理」、「学問研究と人権」 ※担当教員(リレー講義方式) 生命環境科学研究科 椿教授、久保(康)教授、小保方教授、南山教授、椎名教授、吉富教授、松原教授、佐藤教授、織田准教授、河合准教授、川田教授、平山講師、小林助教 [対象者及び参加者] 各学部生(前期68名 / 後期95名)</p> <p>③ 評価 定期的に学習内容の見直しを行い、授業内容の充実・改善が図ることができている。なお、人権教育科目のひとつとして、「現代社会とジェンダー」も設けており、選択の幅も広がっている。人権論を全教員が担当するという理念のもと、広範な教員で担当しており、今後とも不断に追究していかねばならないと考えている。</p>		府立大学
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
	学校			同和問題 (女性) 子ども 高齢者 (障害のある人) (外国人) (患者等)	さまざまな人権 (普遍的考え方)

## 健康福祉部

所掌事務	健康福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園、地域社会、家庭
		特定職業等従事者等	医療従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
		人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、患者等、さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<p>少子・高齢化の進展による核家族化や地域の連帯感の希薄化に伴い、近年、府民、特に子どもや高齢者、障害のある人など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険にさらされるような事件が多発している。</p> <p>自殺者については、全国では3万人を下回ったものの、京都府では500人を超えるなど、依然として高い水準にあり、府民が安心して生活できるセーフティネットのあり方が問われており、現地・現場、府民の視点に立った制度の構築・運用が特に重要な課題である。</p> <p>また、平成25年度には「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が制定され、啓発活動の実施等に取り組むとともに、平成27年度から施行される障害者の権利利益擁護の施策に関する周知を図る。</p>
--------------	---

取組の方向	<p>(1) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。</p> <p>(2) 単に制度のオペレーターに止まらず、健康福祉部が所管する様々な施策の受け手である府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。</p> <p>(3) 府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。</p>
-------	--



【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)						
看取りプロジェクト推進事業		通年 1～3月	<p>今後、年間死亡者数の増加が見込まれる中で、住み慣れた地域で最期を迎えたいというニーズ等に応えられるよう、在宅・施設・病院における看取り体制の整備、機能の充実に向けた検討を行う。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○京都看取りプランの策定 京都地域包括ケア推進機構に、府医師会、府看護協会、府薬剤師会等による看取り検討部会を設置し、看取りの事例を調査の上、課題を抽出し、看取りプランを策定</li> <li>○看取り連携推進モデル事業の実施 看取りに携わる多職種（医師、看護師等）により、看取り期における家族支援のあり方を調査研究し、家族向けパンフレット「人生の最後を住み慣れた我が家でむかえるために」を作成</li> <li>○多様な看取りに対する府民啓発の推進 看取りとはどのようなものか等、広く府民に周知を図り制度定着を推進 「みんなで療養・看取りを考える」キャンペーンの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・府民講座「安らかな看取り 平穏死について考える」 会場：サンプラザ万助（福知山市） 参加者：150名</li> <li>・府民講座「最期までその人らしい生活を支える在宅医療」 会場：京都府医師会館（京都市） 参加者：230名</li> <li>・SKYふれあいフェスティバルでの啓発アンケートの実施 回答者：460名</li> <li>・ヒューマンフェスタでの啓発アンケートの実施 回答者：50名</li> </ul> </li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看取りについて、府民講座やイベントでのアンケートという手法により啓発を展開できたが、イベントに参加しない方への啓発が課題</li> </ul>		高齢者支援課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等（該当する課題に○）					
	地域社会、家庭	医療、健康福祉関係者		同和問題	女性		子ども	（高齢者）	障害のある人	外国人	患者等

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)						
認知症総合対策事業		通年	<p>認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、認知症治療総合支援体制の確立を図る。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症疾患医療センターの設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター (平成23年10月1日指定)</li> <li>・京都府立医科大学附属病院 (平成23年10月1日指定)</li> <li>・京都府立医科大学附属北部医療センター (平成26年3月1日指定)</li> <li>・公立南丹病院 (平成26年3月1日指定)</li> <li>・一般財団法人療道協会西山病院 (平成24年12月1日指定)</li> <li>・京都府立洛南病院 (平成23年10月1日指定)</li> <li>・医療法人栄仁会宇治おうばく病院 (平成24年12月1日指定)</li> <li>・京都山城総合医療センター (平成26年3月1日指定)</li> </ul> </li> <li>○認知症初期集中支援チームの設置(4市)</li> <li>○初期認知症対応型カフェの設置(35箇所)</li> <li>○医療・介護人材育成・多様な相談窓口の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師や看護師等専門職向けの認知症対応力向上研修を実施(修了者929名)</li> <li>・早期発見につなげるための認知症コールセンターを設置(延べ相談件数598件)</li> <li>・巡回相談の実施(8市町村)</li> <li>・認知症に対する理解向上を図るため、府民講座を実施(計5回 延べ参加者1,490名)</li> </ul> </li> <li>○若年性認知症対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者向け若年性認知症ハンドブックを作成</li> <li>・圏域単位の相談会を実施(7保健所)</li> </ul> </li> <li>○認知症サポーター、キャラバンメイトの養成(サポーター20,574名、キャラバンメイト332名)</li> <li>○「京都高齢者あんしんサポート企業」の推進(累計1,211事業所、登録サポーター5,954名)</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症医療連携の核となる認知症疾患医療センターを全2次医療圏に設置するとともに、医療従事者の認知症対応力向上や市町村による初期集中支援チーム、認知症カフェの設置は着実に進捗しているが、市町村の取組にばらつきがあるため、全体の底上げが課題。</li> </ul>		高齢者支援課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)					
	地域社会、家庭、企業・職場	医療、健康福祉関係		同和問題	女性		子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等



【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要					担当課(室)			
高齢者総合相談センターの運営		通年	<p>高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談対応） 207件</li> <li>・専門相談（法律相談等） 85件</li> <li>・情報提供（高齢者、高齢社会等に関する各種情報の収集及び提供） 2,415件</li> </ul> <p>〔実施方法〕</p> <p>（公財）京都SKYセンター内に設置。同センターに委託</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律相談等、複雑な案件に応える場の提供により、高齢者の生活への支援など、初期の目的を概ね達成することができた。</li> <li>・シニア、高齢者に関する施策・事業を行う他団体との情報交換を密にし、高齢者関連情報の集約・発信の機能をさらに発揮させることが必要</li> <li>・相談事業の中で「終活」への関心が高まっており、ニーズに合った事業展開を行うことが必要</li> </ul>					高齢者支援課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	○高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)						
自殺対策総合推進事業		事業ごと	<p>自殺のない住み心地の良い京都府づくりのため、自殺ストップセンターの機能強化等、オール京都での取組を総合的に推進</p> <p>〔内 容〕</p> <p>1 地域課題に対応した効果的事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点モデル圏域（京都市・丹後圏域）での取組を支援</li> <li>・地域の実態を踏まえた自殺対策に取り組む市町村・団体への重点支援</li> <li>・ハイリスク者対策（うつ病、アルコール、未遂者、自死遺児等）の重点実施</li> </ul> <p>2 自殺ストップセンターの支援機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター配置による関係機関との連携強化</li> <li>・相談員の対応力向上</li> <li>・いのちのサポートチームによる伴走支援</li> </ul> <p>3 「オール京都」での府民運動の展開</p> <p>都道府県初の『自殺対策条例』（仮称）制定に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次医療圏域単位で関係団体・機関のネットワークを構築し、地域の特色を活かした府民運動を展開</li> <li>・自殺予防シンポジウムの開催</li> </ul> <p>4 きめ細かな寄り添い支援を担う人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパーの養成（24～26の3年間で1万人を養成）</li> <li>・かかりつけ医産業医うつ病対応力研修</li> </ul> <p>5 「京のいのち支え隊」（相談機関ネットワーク）による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関ネットワーク「京のいのち支え隊」の結成</li> <li>・こころの健康、法律、労働等の専門家による総合相談会等の開催</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺ストップセンターへのコーディネータの配置により、他機関との連携による相談体制が強化された。</li> <li>・市町村が実施する自殺対策として、救急医療機関等と連携した自殺未遂者対策や健診機会を活用したうつスクリーニングなど、ハイリスク者対策が強化された。</li> <li>・「京のいのち支え隊」の結成により、相談機関ネットワーク参加団体による「くらしとこころの総合相談会」の開催など実践的な取組により府内の相談支援体制が充実した。</li> </ul>		福祉・援護課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等（該当する課題に○）					
	地域社会、家庭、企業職場			同和問題	女性		子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
第1回ユニバーサルデザイン 府民フォーラム		11月	<p>府民一人ひとりがユニバーサルデザインについて学び、お互いに支え合う社会を実現する上で何ができるのかを考える機会とする。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1 トークセッション テーマ「製品の開発秘話とユニバーサル社会の実現に向けて」</p> <p>2 ユニバーサルデザイン製品の展示</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近なユニバーサルデザイン製品がどのように開発されたのかを知り、実際に見たり触ったりすることで、ユニバーサルデザインへの理解が進んだ。</li> <li>・ユニバーサルデザインの認知度がまだ60%程度であるため、今後も継続的な啓発が必要である。</li> </ul>						福祉・援護課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会、家庭、企業職場			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
高齢者の権利擁護の推進		通年	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、高齢者及び高齢者虐待に係る市町村の取り組みを支援</li> <li>・身体拘束及び虐待に関する実態調査（身体拘束調査対象651施設、虐待実態調査26市町村）</li> <li>・身体拘束改善事例の周知（京都府ホームページへ掲載）</li> <li>・成年後見制度の利用促進について、わかりやすい事例等を活用して周知</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を開催し、市町村の体制整備を支援した。</li> <li>・身体拘束防止の取組や成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。</li> </ul>						障害者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	地域社会、職場・企業	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
障害者虐待及び身体拘束の防止対策		通年	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築。また、障害者の虐待防止に向けた研修会の開催や障害者施設における身体拘束をゼロに近付けるための取組事例などの施設への周知を図り、施設の取組推進と施設職員の意識向上を推進。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、障害者及び障害者虐待に係る市町村の取り組みを支援</li> <li>・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施（1回開催、受講者170人）</li> <li>・施設の団体と連携し、身体拘束をゼロに近付けるための取組事例などを施設へ周知</li> <li>・成年後見制度の利用促進について、わかりやすい事例等を活用して周知</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を開催し、市町村の体制整備を支援した。</li> <li>・施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、障害者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。</li> <li>・身体拘束防止の取組や成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。</li> </ul>						障害者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	地域社会、職場・企業	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
障害者に関するシンボルマークの普及		12月	<p>障害のある人に対する理解と交流の促進に向け、障害者に関するシンボルマークの普及に努めるための取り組みを実施。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者週間（12月）等を活用した、障害者に関するシンボルマーク（耳マーク、ほじょ犬マーク、ハート・プラスマーク等）の普及・啓発</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く障害者に関するシンボルマークを普及することができた。</li> <li>・ 今後も幅広い府民の方に障害者に対する理解を深めていただけるよう啓発に努める。</li> </ul>		障害者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
	地域社会			同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)					
発達障害者支援事業		事業ごと	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施。 〔内 容〕 ・発達障害者支援センターにおける取組(通年) (個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供) ・圏域支援センター(府内6ヶ所 通年) (相談、地域支援ネットワークの構築、啓発講演会、ケース会議、研修) 〔評 価〕 ・発達障害者支援センター及び圏域支援センターにおいて実施している講演会等により、多くの府民の方に発達障害に対する理解について広く啓発できた。 ・発達障害に関する相談(発達・生活・就労等)等を行うセンターを設置することで、発達障害者及びその家族の地域における総合的な支援体制の整備が図れた。		障害者支援課					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)				
	地域社会、家庭	健康福祉関係者	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業		事業ごと	発達障害児の早期発見・早期療育を行おうとする市町村と一緒に5歳児を対象にしたスクリーニングや事後支援を保育所、幼稚園等において実施。 〔内 容〕 ・5歳児を対象にして、スクリーニング、相談、事後支援を実施 (専門的判断を要する部分には医師・心理士が参画) ・発達クリニックの実施(医療面からの専門的チェック・相談) 府内各保健所 ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 府内各保健所、発達障害者支援センターにて実施 〔評 価〕 ・障害が早期発見(5歳時)できた子どもに対して支援を実施するなど、早期療育につながられた。 ・発達障害などにより集団生活が困難な子どもの保護者や保育者の気づきを促すことができた。		障害者支援課					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)				
	保育所、家庭	健康福祉関係者	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)						
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	<p>障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>①「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催(5月19日)                      ・スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー(ほっとはあと製品販売等)                      (会場：府立丹波自然運動公園(京丹波町) 参加者：約4,200名)</p> <p>②「障害者週間」啓発活動促進事業(11~12月)                      (1)京都府障害者のつどいの開催(11月25日)                      ・式典、身体・知的・精神の各障害者による体験発表、お祭り広場、福祉機器等の展示                      (会場：久御山町中央公民館 参加者：約700名)</p> <p>(2)啓発ポスター、体験作文コンクール(12月25日表彰式)                      ・障害者週間(12/3~9)及び障害者福祉の啓発を内容としたポスター及び作文のコンクール                      《応募総数：啓発ポスター 104点・体験作文 52点》                      (展示：府庁2号館ロビー及び日図デザイン博物館(京都とっておき芸術祭と同時))</p> <p>③障害者芸術創造事業(「京都とっておきの芸術祭」(11月28日~12月1日))                      ・障害者の芸術作品の公募展、企画展、ものづくりワークショップ                      (会場：日図デザイン博物館(みやこめっせB1F) 来場者：3,396名)</p> <p>④全国車いす駅伝競走大会(3月9日)                      ・障害者に対する理解と交流の促進を目的とした全国規模の障害者スポーツイベント(都道府県対抗車いす駅伝)の実施                      (コース：国立京都国際会館前~西京極陸上競技場 参加者：26チーム(23都道府県政令市))</p> <p>〔評 価〕</p> <p>①障害者はもちろん、ボランティア等をはじめ多くの府民が参加し、交流を深めることができ、障害者への理解を促進することができた。</p> <p>②府内の障害者や関係者等が一堂に集い、広く障害についての理解と認識を深めることができた。</p> <p>③障害者芸術への理解を深め、広く啓発することができた。</p> <p>④ボーイスカウト、ガールスカウト、各種団体をはじめ、ボランティア等、約4,200名の協力を得て開催し、沿道から約50,000名の府民が応援するなど、多くの府民の方に障害者スポーツについて広く啓発できた。</p>		障害者支援課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)					
	地域社会			同和問題	女性		子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要					担当課(室)			
障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり		通年	<p>障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)の制定に向けた取り組みを実施。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害当事者及びその家族、福祉、医療、教育、経済、労働、学識者、市町村等、様々な立場の委員からなる「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)」検討会議を開催(6回開催)</li> <li>・タウンミーティングの開催(3回開催、参加者約210人)</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例制定(平成26年3月)</li> </ul>					障害者支援課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権



【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)					
児童虐待等総合対策事業		<p>通年</p> <p>11月</p>	<p>児童虐待への理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図るための研修を実施</p> <p>〔内容〕 講義等 〔日数〕 6日(全体研修、児童相談所単位研修の延べ日数) 〔会場〕 府家庭支援総合センター ほか</p> <p>11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施。</p> <p>〔内容〕 府児童福祉施設連絡協議会、地域スポーツ活動等と協働した啓発等 ・地域スポーツ活動と協働した啓発 京都サンガF.C. チームをオレンジリボンキャンペーン大使に任命 " ホームゲーム(1回)における啓発活動 京都丹波ロードレース大会での選手等のオレンジリボン着用 ・郵便事業会社と協働した啓発 府内郵便ポストに相談電話番号が記載された啓発ステッカーを貼付 府内全集配車両・バイクに啓発ステッカーを貼付 府内全郵便局でのポスター掲示及び啓発パンフ配布 ・鉄道事業者と協働した啓発 車両中吊り広告・駅構内のポスター掲示の実施(北近畿タンゴ鉄道) 駅員のオレンジリボン着用(北近畿タンゴ鉄道) ・他の団体と協働した啓発等 京都市と協働しポスターを作成、府内各市町村における啓発活動を実施 公益財団法人日本公衆電話会と協働し近畿地区の公衆電話に啓発ステッカーを貼付 府児童福祉施設連絡協議会と協働した啓発(京都ヒューマンフェスタ2013に参加) 府庁展示ロビー、各総合庁舎等における啓発資材の展示</p> <p>【評価】 ・全国的なキャンペーンとして展開されているオレンジリボンの啓発について、幅広い協力を得て進めることができ、児童虐待への関心を高めることができた。 ・全国的に取り組まれているオレンジリボンキャンペーンであるが、広く府民に認識されるためには継続した取組が必要と考えている。</p>		家庭支援課					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)				
	地域社会、家庭	健康福祉関係者	同和問題	女性	子ども		高齢者	障害のある人	外国人	患者等

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課（室）						
ハンセン病対策啓発事業		6月	<p>らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布</li> <li>・ハンセン病療養所入所者と中高生とのふれあい交流会事業                      実施日：平成25年10月3日                      会 場：国立療養所 邑久光明園等                      参加者：39名（中学生、教職員及び保護者等地域住民）</li> <li>・入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発                      場 所：府庁2号館展示ロビー                      期 間：平成25年6月20日～6月26日                      平成25年10月10日～10月16日</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例年実施しているパネル展示において、持ち帰り自由の入所者作品（しおり100枚）がすぐになくなるなど、多くの来庁者に関心を持って御覧いただいている。</li> <li>・ふれあい交流会に参加した中学校では、当該事業をハンセン病への理解だけでなく普遍的な人権について考える力を養う学習の一環としてとらえており、事業後生徒集会で生徒自らの考えを発表するなど、事業効果は高いと考えられる。</li> </ul>		健康対策課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等（該当する課題に○）					
	学校、地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
エイズに関する普及啓発事業		12月	<p>京都府エイズ予防月間等における各種啓発活動の強化</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の出張型予防教育・研修会の開催(計28回開催、延べ5000名参加)</li> <li>・エイズ等予防啓発ボランティアグループ(紅紐)の養成(27名)及び啓発</li> <li>・啓発資材(ポスター、パンフレット等)配布</li> <li>・府広報媒体、ロビー展示による啓発</li> <li>・エイズ検査・相談体制の拡充</li> <li>・AIDS文化フォーラムin京都共催(開催日:10月5、6日、参加者:延べ1000名)</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所による予防教育・研修会は、学校等を中心にエイズに関する知識の普及を図っている。</li> <li>・「紅紐」については、各種イベントへの出展、レッドリボンネイルアート等により、同世代である若年層に対する普及啓発を中心に実施してきた。近年はイベント等への参加要請も増加傾向であるが、大学生が中心であり、卒業等によってメンバー構成が変わるため、継続的なボランティア育成が必要である。</li> <li>・AIDS文化フォーラムin京都の参加者は教育や医療関係者等も多く、アンケートでは、得られた知識を業務に活かしたいという意見があるなど、啓発活動の拡大が期待できる。</li> <li>・HIV感染者、エイズ患者の報告数は、全国で年間約1500人で、高止まりの傾向が続いているが、関心の低下が課題となっており、一層の普及啓発の取組が求められている。</li> </ul>		健康対策課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
	学校、地域社会			同和問題    女性    子ども    高齢者    障害のある人    外国人    患者等    さまざまな人権    普遍的考え方	



## 商工労働観光部

所 掌 事 務	(全般) ・商業、工業及び観光等の府内産業の振興、 雇用対策、職業能力開発施策、雇用環境の整 備を所掌 (人権関連) ・府内企業、商工業団体等の人権意識の向上 と人権に係る諸課題の解決を図る
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・ 啓発の場	企業・職場
	特定職業 従事者等	
	人権問題	

所管事項 に関する 課題認識	<p>企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自ら主体となって人権の尊重される社会の実現に取り組むことが求められる。そのため、企業等の構成員たる役職員一人ひとりが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことができるよう、意識の向上を図る必要がある。</p> <p>特に、企業等への公正採用選考に係る啓発については、人権意識のさらなる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。</p>
----------------------	---

取組の方 向	<p>企業や商工業団体の活動は多岐にわたり、自らの雇用、労働環境はもとより、個人情報保護や個々の事業活動に伴う企業・職場内外の取組について、常に人権問題の意識を持って対応するとともに、機会あるごとに意識の向上を図る必要があることから、府内企業の代表者や商工業団体の役職員を対象にした人権啓発研修会の開催及び人権研修事業への支援を通じて人権啓発の取組を進める。</p>
-----------	---



【商工労働観光部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要							担当課(室)	
公正採用選考啓発事業		6月	(1)事業の目的・概要 企業・職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、公正採用選考推進旬間(6月10日～19日)を中心に企業及び府民に広く啓発を行う (2)内容 ・公正採用選考推進旬間啓発ポスターの作成(4,000枚) 関係機関(府内市町村、ハローワーク等)、府内事業所へ配布 ・公正採用選考推進旬間新聞意見広告 6月9日(10日が休刊日のため)の朝刊に掲載 京都(10段)、朝日、毎日、読売、産経(各7段) ・公正採用選考啓発テレビスポット 6月10日～19日/KBS京都(15秒×25回) (3)評価(課題・今後の方向性等) ・ポスター、新聞、テレビと広くメディアを活用することにより、企業関係者のみならず、広く府民に人権意識について周知することができた。特にポスターについては、年間を通じて府内各所で目にする事となるため常に意識の喚起を図ることができ、一定の効果を上げている。 ・京都労働局との連携を強化し、採用に関わる担当者の知識や問題意識の向上に努めていく。							総合就業支援室	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
	企業・職場		国・市町村・民間等連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業		通年	【概要】 府が造成した長田野・綾部工業団地に立地する企業が人権問題の解決について正しい理解と認識を深める。 【内容】 府営工業団地立地企業の人権担当者等を対象に実施する研修に対して補助講演会、視察、ビデオ研修等を実施し、立地企業全社が参加(長田野39社、綾部19社) 【対象団体】 一般社団法人長田野工業センター、一般社団法人綾部工業団地振興センター 【評価】 立地企業の人権担当者等に対する研修が実施され、人権啓発の推進が図られた。							産業立地課	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
	企業・職場			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課(室)					
中小企業労働相談事業		通年	<p>【事業概要】 解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題に関する労使双方からの相談に、専門の相談員が無料で応じる。(電話または来所、フリーダイヤル(京都府内限定)も利用可能) 弁護士による特別労働相談、産業カウンセラーによるメンタル相談も実施</p> <p>【内容】 ※合計の相談件数：2,343件</p> <p>1 一般労働相談 ・月～金 9:00～13:00、14:00～17:00 ・相談件数：1,876件 ・主な相談内容(複数回答 上位3項目) ①「賃金」 ②「労働契約」 ③「退職・退職金」 ・相談者の雇用形態 正規労働者757件、非正規労働者636件、使用者83件、他400件</p> <p>2 非正規労働ほっとライン及び緊急労働ホットライン(社会保険労務士による相談) ・土曜日 9:00～13:00、14:00～17:00 ・金曜日(夜間相談) 17:00～21:00 【平成26年1月～】 ・相談件数：382件 ・主な相談内容(複数回答 上位3項目) ①「労働時間・休日」 ②「賃金」 ③「パワハラ・人間関係」 ・相談者の雇用形態 正規労働者205件、非正規労働者122件、使用者7件、他48件</p> <p>3 特別労働相談(弁護士による相談 第3木曜日 要予約) ・相談件数：61件 ・主な相談内容(複数回答) 「賃金」、「解雇・退職勧奨」、「退職・退職金」、「労働契約」</p> <p>4 働く人のメンタルヘルス相談(産業カウンセラーによる相談 第2水曜日 要予約) ・相談件数：24件 ・主な相談内容(複数回答) 「パワーハラスメント」、「職場の人間関係」、「キャリア形成・今後の働き方」</p> <p>【評価】(課題・今後の方向性等) ・相談員が労働法令関係、制度の説明、労使双方へのアドバイス等を行った。 ・専門的な助言を必要とするケースについては、弁護士、産業カウンセラー、社会保険労務士による相談を実施。 ・相談内容により監督機関である労働基準監督署への申告・相談、府労働委員会や労働局の「あっせん」、ハローワークでの相談などを紹介。 ・労使紛争の大半が、労働法令の知識不足に起因するものであり、労働教育が課題 ・解決のためには、国・労働組合・NPO等の労働相談機関との連携強化が必要</p>		労働・雇用政策課					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)				
			同和問題	女性	子ども		高齢者	障害のある人	外国人	患者等



## 農林水産部

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。</li> <li>・ 農山漁村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。</li> </ul>
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	普遍的考え方、女性

所管事項に関する課題認識	<p>農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせるため、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要である。</p> <p>併せて、農山漁村社会における女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要である。</p>
--------------	--

取組の方向	<p>府内の農林漁業関係団体職員の人権問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、障害者問題、女性問題、子供の人権、男女共同参画など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、さらに人権啓発の推進を図ることとする。</p> <p>また、農山漁村社会における女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。</p>
-------	--



事業名		実施時期	概要		担当課(室)						
農林漁業関係団体役員 人権啓発研修補助		4月 ～ 3月	<p>①事業の目的・概要 農林漁業関係団体が実施する研修事業等に対する補助</p> <p>②内 容 各団体が研修会を開催するとともに、啓発資料を作成・配布した。</p> <p>(1)京都府農業協同組合中央会 ○研修 1回 ・中央会、各連合会(3団体)の役員・職員に対する研修:90人 (H26.3.18) 講演:「インターネットと人権」 ○啓発資料の作成・配布 2種類 各JA、各連合会等に配布 ・人権啓発標語入り卓上カレンダー 3,600部 ・人権啓発パンフレット 2,200部</p> <p>(2)京都府漁業協同組合 ○研修 1回 ・漁業関係団体の役員・所属職員等に対する研修:44人 (H26.3.20) 講演:「暮らしの中の人権 ～まずは気づきから～」 ○啓発資料の作成・配布 1種類 漁協等の役員・職員に配布 ・人権啓発標語入りステープラー 260個</p> <p>(3)京都府森林組合連合会 ○研修 1回 ・連合会・各森林組合役員等に対する研修:21人 (H25.12.20) 講演:「自分らしく、働きやすい職場環境づくりのためのコミュニケーション力」 ○啓発資料の作成・配布 1種類 ・人権啓発資料 500部</p> <p>③評 価 農業関係団体が主催する研修会の実施や啓発資料の作成・配布を通じて、様々な人権啓発について考える機会を持つとともに、役職員を中心に周知を図ることができた。 今後も様々な人権問題に対して、研修会・資料等を通じて啓発を図ることが必要。</p>		農 政 課 水 産 課 林 務 課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)					
	企業・職場			同和問題	女性		子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
農村女性育成事業		通年	<p>[事業の目的・概要]</p> <p>農山漁村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援</p> <p>[内容]</p> <p>① 家族経営協定の締結推進 府内農業者に対して、協定締結に向けた個別支援を推進</p> <p>② 農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催</p> <p>③ 農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催</p> <p>[結果]</p> <p>① 平成24年度には、6組が締結された。(累計286組)</p> <p>② 山城農業改良普及センターで2講座開催 (内参加女性実人数19人 開催回数7回)</p> <p>③ 中丹農業改良普及センターで1セミナー開催 (内参加女性実人数30人、1回)</p> <p>[評価]</p> <p>①については、一時期に比べ増加ペースは低くなったが、着実に締結数は増えている。</p> <p>②については、講座の卒業生が起業した例もあるなど、成果があがっている。</p> <p>③については、実践的な講座であるので、すぐに現場で活用され、直売所などで女性が経営に参画している。</p>		流通・ブランド戦略課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

## 建設交通部

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理</li> <li>■ 府営住宅の整備及びその管理</li> <li>■ 福祉のまちづくりの推進</li> <li>■ 建設業の許可</li> <li>■ 宅地建物取引業の免許 など</li> </ul>	計画との関係	人権教育・啓発の場	建設業者 宅地建物取引業者
			特定職業等 従事者等	
			人権問題	高齢者・障害者 ホームレス
所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。</li> <li>■ 建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。</li> <li>■ 宅地建物取引業は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、住生活の向上に寄与するという重要な社会的責務を担っていることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務にあたる必要がある。</li> </ul>			
取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設の整備に当たって、府民参画の中で公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、ユニバーサルデザインの重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。</li> <li>■ 建設業については、年間2箇所、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。</li> <li>■ 宅地建物取引業については、業界団体が通年実施している自主研修会や宅地建物取引主任者証（有効期間5年）の交付を受ける際に受講が義務付けられている講習会等の機会を捉え、関係者に対する啓発を行い、人権に対する理解を深めることとする。</li> </ul>			



【建設交通部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
宅地建物取引業者人権啓発		通年  H25.4.11 ～ H26.3.27 全24回	<p>〔目的・概要〕 宅地建物取引業者及び取引主任者に対し、業界団体の研修会や主任者証更新時の法定講習会等の機会をとらえて、基本的人権の尊重、差別の排除に向けた指導・啓発を行う。</p> <p>〔内 容〕 ◇宅地建物取引主任者に対する法定講習会&lt;H25.4.11～H26.3.27全24回 計2,355名受講&gt; 建築関係法令等の法定科目に加え、「人権問題」に関する講義時間を設け、宅建業における人権問題に関する指針策定の経過や概要について説明。</p> <p>◇宅建業団体人権啓発研修会&lt;H25.8.27京都府不動産会館3階研修室、104名参加&gt; 府と業界団体との共催により、大阪企業人権協議会から講師を招き、新たな人権研修会を開催。不動産業界に期待される人権問題の取組み等について説明。</p> <p>◇全日本不動産協会京都府本部会員研修会&lt;H25.12.12シルクホール 378名参加&gt; 部落出身者と見なされることの忌避意識から土地差別が発生していること、宅建業者が扱う不動産取引の中で土地差別を助長することがないように求められていること等を府人権指針の概要や国土交通省の見解等を示しながら説明。</p> <p>〔評 価〕 実際の宅地建物取引の場において人権問題に直面したときに、どう対処すべきかを共に考える機会となり、人権意識の向上が図られた。 宅建業者に対する人権問題についてのアンケート調査の結果からも、こういった研修会が人権問題に対する正しい理解と認識を築くことに有効であることが伺える。</p>				建築指導課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	企業・職場		国、市町村、民間等連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権





教 育 庁

所 掌 事 務	(学校教育) ・学校教育における人権教育の推進  (社会教育) ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
		特定職業等 従事者	教職員・社会教育関係職員
		人権問題	

所管事項に 関する 課題認識	「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力をはぐくむことが重要であり、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。
----------------------	--

取組の方向	(学校教育) 教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にした教育の推進を図る。 また、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。  (社会教育) あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。
-------	---



平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
「人権学習実践事例集高等学校編」作成		通年	<p>全ての人の人権を尊重する心をはぐくむとともに、あらゆる人権問題の解決に向けて実践する態度の育成を図るため、人権教育の学習教材を作成し、府内の学校等に提供</p> <p>[内 容] 平成17年度から年次計画的に児童生徒の発達段階に応じた人権意識の高揚を図るために「人権学習資料集」を作成してきた。平成25年度については、府内5つの協力校が平成21年度に作成した「人権学習資料集高等学校編」を活用した効果的なカリキュラムを開発・実践し、その事例を集約した事例集を作成</p> <p>[数 量] 7,500部</p> <p>[配布先] 京都府内の公立小・中学校・府立学校等</p> <p>[評 価] ・平成23年度作成の「人権学習実践事例集小学校編」、24年度作成の「人権学習実践事例集中学校編」を府内の学校に紹介、普及することにより、学校においての人権教育の充実を図ることができた。平成25年度に作成した「人権学習実践事例集高等学校編」についても今後、同様の効果が期待できる。 ・発達段階に応じて人権に関する知的理解と人権感覚を基盤とした確かな人権意識が育まれ人権問題の解決に向けて実践する態度が養われるよう、人権学習の実践や人権の視点をもった日々の教育活動を紹介する内容とした。 ・作成に際しては、学校での取組の写真や、ワークシート、関連資料等も多く掲載することで、理解しやすく、活用しやすい内容とした。</p>		学校教育課 (人権教育室)
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
	学校	教職員	資料等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 同和問題 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 障害のある人 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input checked="" type="checkbox"/> 患者等 <input checked="" type="checkbox"/> さまざまな人権 <input checked="" type="checkbox"/> 普遍的考え方	

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
人権教育資料作成 (人権教育進路保障資料)		通年	<p>経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布</p> <p>〔内容〕 家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧            〔数量〕 20,000部            〔配布先〕 小・中・府立学校・市町村・保健所等相談機関等へ配布</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、各学校をはじめとして、各種相談機関(隣保館等を含む)への配布も行うなど、援護制度の周知徹底を図った。</li> <li>・ 小・中・高校の入学前や在学時、また卒業を見込んだ、各段階に応じて多くの府民が活用ができるよう、京都府教育委員会のホームページにも掲載した。</li> <li>・ 19年度からは、外国人児童生徒の就学保障の観点から、外国語版(英語、中国語、韓国・朝鮮語)も作成し、HPに掲載している。</li> </ul>				学校教育課 (人権教育室)				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
	学校	教職員	資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
「体罰防止の手引き」作成		通年	<p>全ての教職員が、「体罰」は児童生徒の人権を著しく侵害する、絶対に許されない行為であるという認識と自覚を深めるために、手引きを作成し、府内の学校等に配布</p> <p>〔内容〕 体罰によらない生徒指導、人権を尊重した生徒指導の方法等についてまとめた「体罰防止の手引き～体罰の根絶に向けて～」を作成</p> <p>〔数量〕 7,500部            〔配布先〕 京都府内の小・中学校、府立学校全教職員、市町(組合)教育委員会等</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府教育委員会で行った体罰実態調査や体罰に関する意識調査の結果を基に、具体的な事例を掲載し、体罰に対する正しい認識をもつことができる内容とした。</li> <li>・ 教職員自身が置かれている状況を認識できるよう、セルフチェックができる項目を設けた。</li> <li>・ 府教育委員会のホームページに掲載することで、校内研修等においても積極的に活用するよう促した。府内の小・中学校及び府立学校においては、全ての学校で、体罰防止に関する研修を行っている。</li> </ul>				学校教育課 高校教育課 保健体育課 特別支援教育課 教職員課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
	学校	教職員	資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
人権教育研究指定事業 (人権教育研究指定校事業)		通年	<p>文部科学省指定(国)</p> <p>[指定校] 京都府立南陽高等学校(平成24・25年度指定)</p> <p>[研究主題] 「生徒が身近に感じ、主体的に取り組める人権教育の創造—新たな視点からのアプローチ—」</p> <p>[特徴的な研究実践]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科や分掌が作成する学校経営計画の評価領域に人権教育の項目を設けて、計画と評価をシステム化した。</li> <li>・「人権を考えるアンケート(1年生)」を実施し、生徒の人権意識を調査した。また、アンケートを通学圏内の他校と共通化し、結果を交流することで、本校生徒の課題について研究した。</li> <li>・アンケート結果の分析をPDCAサイクルにもとづいて人権教育の改善に生かす取組を行い、文部科学省が募集する「特色ある実践事例」に提供し、HP上に公開されている。</li> <li>・生徒の人権意識を高めるために学年別に人権ニュース「いきかた」を3回発行・配布した。</li> <li>・当事者からの生の声を聴かせるための人権学習を実施するとともに、学習を保護者にも公開した。</li> </ul> <p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権アンケートを実施することで、生徒の実態を把握し、人権学習を充実するための効果的な教材開発や講師選定が進んだ。また、通学圏内の共通アンケートを他校と共同で分析し、本校生徒の課題を客観的に分析、評価できた。</li> <li>・外部講師による講演を実施したことにより、生徒たちは興味を持って聴き、その成果も大きかった。</li> <li>・学校経営計画の評価領域に人権教育の項目を設けて、計画と評価をシステム化した。教職員が日常的に人権教育を意識することができた。</li> <li>・校内教職員研修会を2回開催することができた。</li> <li>・今後も、生徒に人権学習に対する感想文を書かせることやアンケートを実施することなど地道な取組を大切にし、そこから得られたものを教職員にフィードバックすることや、人権学習の改善、日常の人権教育に活かしていくようにすることが引き続き課題となると考える。</li> </ul>		学校教育課 (人権教育室)
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
	学校			<input type="checkbox"/> 同和問題 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 患者等 <input type="checkbox"/> さまざまな人権 <input type="checkbox"/> 普遍的考え方	

事業名		実施時期	概要		担当課(室)	
人権教育研究指定校事業 (人権教育総合推進地域事業)		通年	<p>文部科学省指定(国)</p> <p>〔指定地域〕 京丹後市(平成24・25・26年度指定) 大宮中学校区内の大宮中学校、大宮第一小学校、大宮南小学校</p> <p>〔研究主題〕「自他を尊重し、自ら学ぶ意欲を育てる教育をめざして」</p> <p>〔特徴的な研究実践〕</p> <p>【小学校の主な実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習習慣の確立を図る取組「家庭学習がんばり旬間」の実施(学期1回)、「家庭学習の手引き」の配布。</li> <li>・毎月1日を心の教育の日に設定し、人権意識の高揚のための様々な取組を実施。</li> <li>・人権ミニ発表会、人権学習の授業参観、感謝の気持ちを涵養する「ほかほかレター」の取組</li> </ul> <p>【中学校の実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科に応じた学習方法を記載した「学習の手引き」の作成・配布と生徒への学習指導</li> <li>・生徒同士で教えあいながら学習する習慣をつけることを目的とした「協同学習」</li> <li>・学習指導部便りの発行</li> <li>・家庭で学習する習慣をつけることを目的とした課題「1日1ページ学習」</li> <li>・生徒の言語力や活用力の育成を目的とした「週間トライやる」を全教科で実施</li> <li>・人権作文・標語・ポスターの作成と発表会の開催</li> </ul> <p>【小中連携の実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中1ギャップを解消するための小中連携(共同授業研究、体育の共同授業等)</li> <li>・児童会と生徒会による協同活動の実施(地域清掃、ボランティア活動、挨拶運動)</li> <li>・中学校生徒会から小学校児童会に、中学校の行事の案内とポスターを配達</li> </ul> <p>【地域連携の実践】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3校のPTA協議会による人権教育講演会の開催</li> <li>・地域に向けて、各校の取組を紹介する「人権教育だより」の定期発行</li> <li>・地域の協力をもとに自然体験や農業体験を実施。人権学習や発表会の地域への公開</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権ミニ発表会の実施や合同研修会の開催により、教職員の間で9年間を見通した指導についての共通認識が深まった。また、小中連携を通じて言語力やカリキュラムの交流、研究が進んだ。</li> <li>・各種のアンケート調査や学力テスト等の分析により児童生徒の人権意識や学力課題についての理解が深まり、指導方法の改善につながった。</li> <li>・様々な取組により小中学校間の連携が進んだ。</li> <li>・小中学校共同の取組により家庭学習の習慣の定着が徐々に進んでいる。</li> <li>・PTAだけでなく、新聞チラシや地域防災無線等を活用して、様々な取組を積極的に地域に広報することが出来た。取組の内容が家庭・地域で話題になることで、地域の人権意識の高揚につなげることが出来た。</li> </ul>		学校教育課 (人権教育室)	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人権問題等(該当する課題に○)
	学校・地域社会				<input type="checkbox"/> 同和問題 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 患者等 <input type="checkbox"/> さまざまな人権 <input type="checkbox"/> 普遍的考え方	

事業名		実施時期	概要					担当課(室)			
トータルアドバイスセンター 設置事業		通年	<p>不登校やいじめなど学校教育に関する事及び子育てやしつけなどの家庭教育に関する事についての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員(精神科医、臨床心理士)、家庭教育カウンセラー(臨床心理士)、教育相談指導員(京都府総合教育センター電話相談員)、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>[内容] 教育相談</p> <p>[実施方法・相談時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話教育相談 毎日24時間対応</li> <li>・メール教育相談 随時</li> <li>・来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00</li> <li>・巡回教育相談 月1回程度</li> </ul> <p>[相談件(人)数(延べ)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話教育相談 3, 440件</li> <li>・メール教育相談 1, 139件</li> <li>・来所教育相談 2, 125人</li> <li>・巡回教育相談 1, 45人</li> </ul> <p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接を実施し、児童生徒や保護者に対して、課題の早期発見、早期の適切な対応に資する教育相談を実施することができた。</li> <li>・24時間電話教育相談に応じるとともに、携帯端末からも入力可能なメール教育相談でも常時受付を行うなど、府民からの教育相談の整備を図った。</li> </ul>					学校教育課 社会教育課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	家庭			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課(室)														
人権教育推進事業 (学習教材・啓発資料整備)		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料などの整備を推進</p> <p>(2) 内容 学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、視聴覚資料を整備し、人権研修を始め、様々な機会に、ニーズに応じて無償で貸し出しを行う。</p> <p>[視聴覚資料の整備] 16mmフィルム・ビデオ(DVD)の購入と活用</p> <table border="1"> <tr> <td>保有数(本)</td> <td>16mmフィルム</td> <td>22</td> <td>ビデオ・DVD</td> <td>1,026</td> <td>(6)</td> <td>( )内は25年度購入分</td> </tr> <tr> <td>貸出数(本)</td> <td>16mmフィルム</td> <td>0</td> <td>ビデオ・DVD</td> <td>133</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[視聴者数] 延べ4,940人 (㊤延べ6,122人)</p> <p>(3) 評価(課題・今後の方向性等) 府内全域で年間を通じて学校や地域の人権研修に多数活用されている。 昨年度に比べ視聴者数は減少しているが、今後、さらに利用者を増やせるようニーズの把握や、ライブラリーの広報・充実に努める。また、視聴覚資料を効果的に活用した参加型研修会のありかたの検討や様々な機会を通じた広報等に取り組む。</p> <p>(視聴後の感想抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親子人権教育という位置づけで、目の不自由な方に寄り添って考え、自分たちができることについて考えた。視覚障害への理解を促すだけでなく、親子の愛情についても親子で考える機会になった。(「生きています15歳」)</li> <li>日常生活の中で、人々が持ちやすい偏見について具体的に取り上げられており、わかりやすいと好評であった。特に今課題となっている福島の放射能についても取り上げられており、研修効果の高いDVDであると思う。(「ほんとうの空」)</li> </ul>		保有数(本)	16mmフィルム	22	ビデオ・DVD	1,026	(6)	( )内は25年度購入分	貸出数(本)	16mmフィルム	0	ビデオ・DVD	133			社会教育課
保有数(本)	16mmフィルム	22	ビデオ・DVD	1,026	(6)	( )内は25年度購入分													
貸出数(本)	16mmフィルム	0	ビデオ・DVD	133															
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)															
	保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、職場・企業	全て	指導者養成、資料整備、効果的手法、連携、成果活用	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方							



事業名		実施時期	概要		担当課(室)														
森と小川の教室推進事業 (みどりキャンプ)		通年	<p>(1)事業の目的・概要 障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>(2)内 容</p> <table border="1"> <tr> <td>実施場所</td> <td>みどりキャンプ るり溪少年自然の家及びその周辺</td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>平成25年8月4日～8月10日 6泊7日</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒32名 (うち障害のある児童生徒15名) 保護者27名</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>テント設営、野外炊飯、牧場体験、班別プログラム、ナイトハイク、キャンプファイヤー、体験発表等、長期の自然体験</td> </tr> <tr> <td>指導者</td> <td>京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学大学院生 菊地 俊介</td> </tr> <tr> <td>運営スタッフ等</td> <td>社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、当所職員 他 計53名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・スタッフ研修会 6/29～30 (1泊2日) ・親子説明会 7/6～7 (1泊2日) (キャンプファイヤー・体験発表見学等)</td> </tr> </table> <p>(3)評 価 ・自然の中での共同生活を通じて「ノーマライゼーションの進展」を図ることができた。 ・長期の共同生活の中で、参加者に主体性、協調性や自立心を育むとともに、相互理解・支援の大切さを学ぶ機会となった。 ・障害のあるなしにかかわらず、参加者が共同生活を通して、「共に生きる」ことを考えるきっかけとなった。 ・参加者相互の交流、家族の絆や家族間交流を深める機会となった。</p>		実施場所	みどりキャンプ るり溪少年自然の家及びその周辺	期 間	平成25年8月4日～8月10日 6泊7日	参加者	府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒32名 (うち障害のある児童生徒15名) 保護者27名	活動内容	テント設営、野外炊飯、牧場体験、班別プログラム、ナイトハイク、キャンプファイヤー、体験発表等、長期の自然体験	指導者	京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学大学院生 菊地 俊介	運営スタッフ等	社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、当所職員 他 計53名	その他	・スタッフ研修会 6/29～30 (1泊2日) ・親子説明会 7/6～7 (1泊2日) (キャンプファイヤー・体験発表見学等)	社会教育課
実施場所	みどりキャンプ るり溪少年自然の家及びその周辺																		
期 間	平成25年8月4日～8月10日 6泊7日																		
参加者	府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒32名 (うち障害のある児童生徒15名) 保護者27名																		
活動内容	テント設営、野外炊飯、牧場体験、班別プログラム、ナイトハイク、キャンプファイヤー、体験発表等、長期の自然体験																		
指導者	京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学大学院生 菊地 俊介																		
運営スタッフ等	社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、当所職員 他 計53名																		
その他	・スタッフ研修会 6/29～30 (1泊2日) ・親子説明会 7/6～7 (1泊2日) (キャンプファイヤー・体験発表見学等)																		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)															
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方							



警察本部

所掌事務	<p>(警務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織、制度の調査、研究、企画及び実施に関すること。</li> <li>・犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</li> <li>・犯罪被害者等給付金に関すること。</li> </ul> <p>(教養課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関すること。</li> </ul> <p>(少年課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。</li> </ul> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報技術の利用に伴う犯罪・事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。</li> <li>・コンピュータ・ネットワーク・セキュリティ関係機関及び団体との連絡調整に関すること。</li> </ul> <p>(捜査第一課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪の捜査に関すること。</li> </ul> <p>(警察学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本課程の教養に関すること。</li> <li>・一般職員課程の教養に関すること。</li> <li>・専門課程の教養に関すること。</li> </ul>
------	--

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	警察職員
	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	警察職員は、警察活動を通じて広く府民と接することから、人権に対する一般的な認識を深めることはもとより、犯罪捜査等に伴って支援を行う犯罪被害者等に対する理解を深めることにより、府民目線の警察活動を推進している。
--------------	--

取組の方向	採用時に研修を行う警察学校では、警察職員として一般的に必要な人権に関する教養を行うほか、警察署等への配置後は、研修や職場での教養を通じて、人権問題についての理解を深め、人権を尊重し公平な職務執行に努めている。
-------	--



事業名	実施時期	概要	担当課(室)
犯罪被害者支援	通年	<p>犯罪被害者の人権に配慮した被害者対応の実施 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者の救援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「被害者の手引」(被害者用・交通事故被害者用・遺族用)及び同手引簡易版の作成、配布</li> <li>・ 外国語版「被害者の手引」の作成</li> </ul> </li> <li>○ 捜査過程における被害者の二次被害の防止・軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定被害者支援要員制度の運用</li> <li>・ 事件・事故発生直後の被害者支援にあたる被害者支援要員を指定し、各警察署において被害者等に対する各種支援活動を推進</li> <li>・ 被害者連絡及び被害者への訪問・連絡活動の実施</li> <li>・ 殺人、強盗致傷、傷害(全治1箇月以上)、性犯罪、交通死亡事故等の被害者や遺族に対する情報提供活動を推進</li> <li>・ 相談・カウンセリングの実施</li> <li>・ 犯罪被害者支援室のカウンセラー等による相談、カウンセリング等を実施</li> <li>・ 被害者等の経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体犯被害者等に対する診断書料等の公費負担</li> <li>② 精神科医に係る診察料の公費負担</li> <li>③ 司法解剖後の死体検案書料の公費負担</li> <li>④ 犯罪被害者等一時避難場所の公費負担</li> <li>⑤ 司法解剖後の遺体搬送費の公費負担</li> <li>⑥ 司法解剖後の遺体修復の公費負担</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 被害者等の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再被害防止措置の実施</li> <li>・ 加害者側から再度被害を受けるおそれがある場合、被害者等の安全確保のため必要な措置を講じるなど、再被害防止に向けた取組を実施</li> </ul> </li> <li>○ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者支援への協力を促し犯罪を犯してはならないという規範意識の向上及び犯罪を許さないという気運、生命の大切さ等への理解を深めるため、生命のメッセージ展や中高校生、大学生等を対象とした犯罪被害者等による講演を実施し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成した</li> </ul> </li> <li>○ 被害者支援推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種教養、研修会等の計画的な実施</li> <li>・ 被害者支援担当者等に対する研修、犯罪被害者遺族による講演の実施等、被害者支援に係る基本的な考え方や被害者等の心情への理解を徹底するための各種教養を推進</li> <li>・ 教養資料の作成・配布</li> <li>・ 被害者支援担当者の支援体験記集、適時に被害者支援推進状況等を取りまとめた「被害者支援だより」等を関係所属に発出し、教養資料として活用</li> <li>・ 関係機関・団体との連携</li> <li>・ 自治体や(公社)京都犯罪被害者支援センターを始めとする京都府犯罪被害者支援連絡協議会に参画する関係機関・団体との連携を図り、被害者支援に対する社会気運の醸成に努めるとともに、被害者等のニーズに応じた各種支援体制の強化に向けた取組を推進</li> </ul> </li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成24年度に引き続き、地方公共団体における総合支援窓口及び犯罪被害者等支援条例の制</li> </ul>	警務課犯罪被害者支援室

定を働きかけ、向日市（平成25年4月）、精華町（同年9月）、南山城村（同年10月）、京丹波町（平成26年1月）において窓口の設置、条例が施行されたほか、南丹市、笠置町、和東町でも条例案が可決され、平成26年4月1日から施行されることとなり、府内全市町村で条例が制定された。

- 被害者支援に係る民間被害者支援団体への需要が高まっていることから、財政的支援を含めて、各種働き掛けを行った。
- 性犯罪被害者等に対する初診料等の公費負担、カウンセリングの実施等により被害者等の経済的、精神的負担を図った。
- （公社）京都犯罪被害者支援センターを始め、関係機関・団体との連携強化を図り、犯罪被害者等に対する途切れのない支援を推進した。

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
犯罪等被害少年等に対する支援事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要                      犯罪やいじめ、児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する立ち直り支援活動の適切かつ効果的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 内容</p> <p>① 少年相談業務の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子メールを活用した少年相談業務の推進 平成25年中 16件</li> <li>○ 少年相談電話(ヤングテレホン)の効果的な運用 平成25年中 327件</li> </ul> <p>② 少年心理分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨床心理士による継続的な少年相談の推進 平成25年中 82件(対象被害少年 4名)</li> <li>○ 少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上 臨床心理士に対する少年心理分析顧問(大学院教授)によるスーパーバイズの実施 平成25年度 36回</li> </ul> <p>(3) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子メールを活用した少年相談は、面接や電話といった直接的接触に不安を持つ被害少年が相談を始めるきっかけとなり、メールでの助言・指導により被害回復を図ることができた。</li> <li>○ 24時間対応のヤングテレホンにより、被害少年等に対して時機を逃さない迅速な助言や支援を実施できた。</li> <li>○ 臨床心理士を有する職員の配置・運用により、被害少年等に対して専門的な知識や技能を生かした継続的な支援を実施できた。</li> <li>○ スーパーバイズにより、臨床心理士の技能向上を図ることで、長期にわたってカウンセリングを必要とする被害少年等に対して、効果的な支援活動が推進できた。</li> <li>○ 被害少年等に対する支援活動を、より適切かつ効果的に推進できるよう、今後も支援に必要な知識・技能の向上に努めると共に、人的整備を図り、少年相談のさらなる充実を図っていく必要がある。</li> </ul>		警察本部 少年課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題 女性 <u>子ども</u> 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【警察本部】

平成25年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)								
サイバー犯罪対策		通年	<p>サイバー犯罪の未然防止と被害拡大の防止</p> <p>〔内容〕</p> <p>① 関係機関・団体との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット・セキュリティ対策学校連絡会 12団体・2行政機関参加</li> <li>○ 京都ネットワーク・セキュリティ対策協議会 22事業者・4行政機関参加</li> <li>○ 京都府インターネットカフェ連絡協議会 府内23店舗・1行政機関参加</li> <li>○ 京(みやこ)サイバー犯罪対策協議会 産官学が一体となった取組を一層強力に推進し、府民が安全で安心してインターネットを利用できる社会を実現させるため、中央省庁や関係機関、大学や事業者呼びかけ協議会を設立</li> </ul> <p>② 各種講演会等を通じた広報啓発活動の推進 平成25年中 1,069回実施 (本部実施 171回 警察署実施 898回)</p> <p>③ サイバー犯罪相談等に対する適切な対応 本部・警察署において、府警ホームページ・電話・来訪によりサイバー犯罪に関する相談を受理 平成25年中 3,084件受理</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">来所(署)</td> <td style="border-left: 1px solid black;">555件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">電話</td> <td style="border-left: 1px solid black;">838件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">文書</td> <td style="border-left: 1px solid black;">12件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">府警ホームページ</td> <td style="border-left: 1px solid black;">1,679件</td> </tr> </table> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関団体との連携を強化して、サイバー犯罪の現状や未然防止に関する情報を共有し、各団体における被害防止対策、並びに違法・有害情報の通報体制を確立して、被害の拡大防止に努めた。</li> <li>○ 相談に関しては、府警ホームページの入力フォームから相談を受理することで来所や電話といった直接的なやりとりにより抵抗があったり、相談時間に余裕のない相談に対して助言指導が行えた。</li> </ul>		来所(署)	555件	電話	838件	文書	12件	府警ホームページ	1,679件	警察本部 サイバー犯罪対策課
来所(署)	555件												
電話	838件												
文書	12件												
府警ホームページ	1,679件												
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校・事業所	警察職員	同和問題	女性	子ども		高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方	